

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画（案）について

障がい者支援課

1 位置付け

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国の定める基本指針に即して、広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保に関する 3 年間の計画を策定する。

（市町村も同様に国の指針に即して市町村計画を策定。）

※ 障がい者プラン 2018 と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者計画（障害者基本法） ※障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期計画（6 年間）	長野県障がい者プラン 2018 として 一体的に策定済み					
障害福祉計画（障害者総合支援法） 障害児福祉計画（児童福祉法） ※サービス確保に関する計画（3 年間）						
					第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画	
					今回策定	

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の達成状況を点検・評価した上で、未達成項目については、再チャレンジを、達成した項目については、取組の更なる充実を目指す。
- (2) 障がい者の重度化・高齢化などの社会情勢の変化や、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がいなど多様な障がいに対応するため、各種取組の充実・強化を目指す。
- (3) 地域課題の解決に向けて市町村計画との整合性を図り、市町村との連携強化を目指す。
- (4) 国の定める基本指針を加味して、国補助金（地域生活支援事業など）の活用を目指す。

3 計画の主な内容

(1) 成果目標

障がい者児の地域生活の充実や社会参加の促進を図るため、7 つの柱に 23 の目標を設定

(2) 必要サービス量の確保（活動指標）

利用者の増加が見込まれる障害福祉サービスの提供体制の確保に関する取組方針を策定

(3) 圏域ごとの計画

地域における課題を解決するため、障害保健福祉圏域ごとに重点項目と取組方針を策定

4 計画案策定の経過及び今後の予定

年月日	実施事項
R2. 8 月 9～11 月 10～11 月	市町村・保健福祉事務所・地域自立支援協議会に対して説明会を実施 圏域ごとに市町村のサービス見込量の調査や必要な方策について調整 県障がい者施策推進協議会等の審議会で策定方針を説明し、意見聴取
R3. 2 月 2～3 月	県障がい者施策推進協議会等の審議会で計画素案を説明し、意見聴取 パブリックコメント実施後、部局長会議（3.26）で正式決定

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）の概要

長野県障がい者プラン 2018 の主な目標

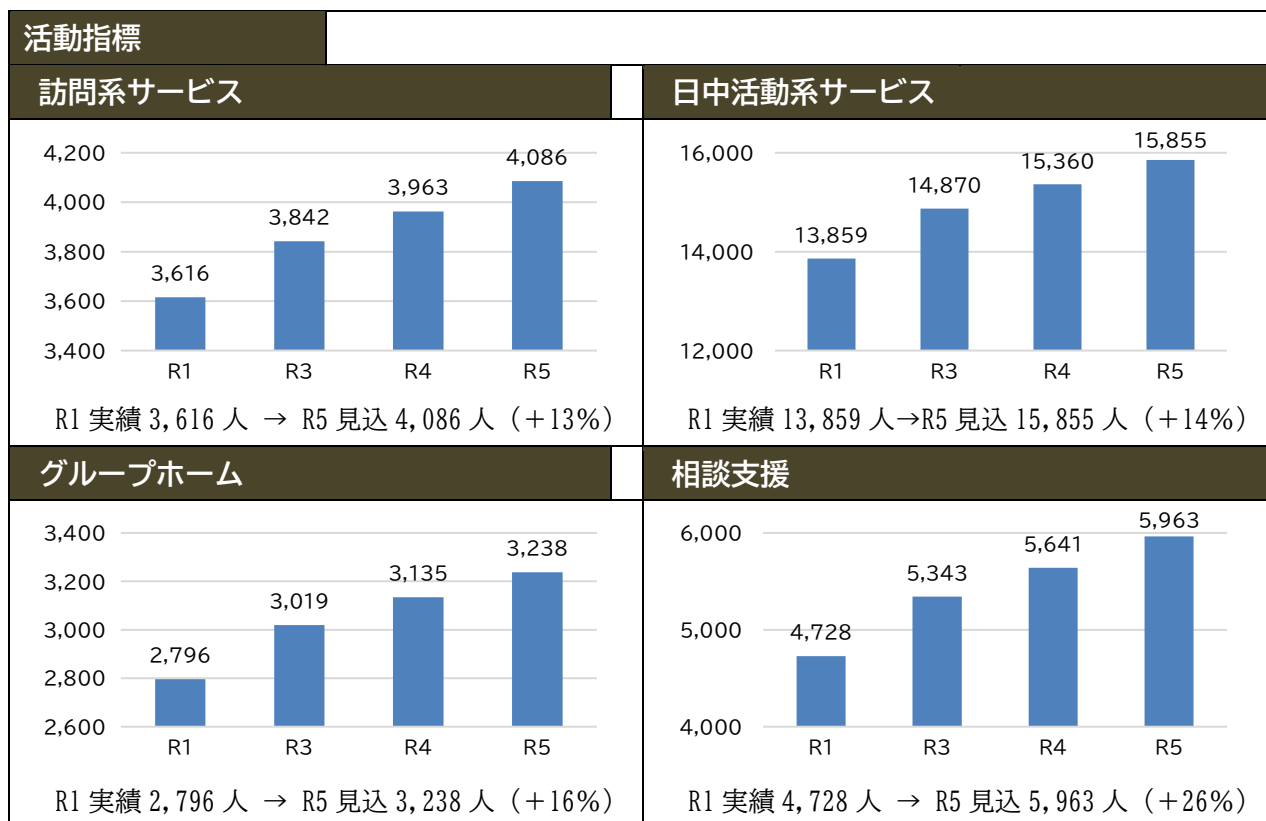
重点分野	主な目標項目	基準値	R1実績	目標
権利擁護の推進	成年後見申立件数	509件 (H28)	504件 (R1)	600件 (R5)
	あいサポーター数	45,088人 (H28)	65,069人 (R1)	127,000人 (R5)
地域生活の支援	地域生活移行者数	169人 (H26-28)	99人 (H29-R1)	276人 (H29-R2)
	地域生活支援拠点	2か所 (H28)	11か所 (R1)	10か所 (R2)
社会参加の促進	月額平均工賃	15,246円 (H28)	15,970円 (R1)	21,000円 (R5)
	法適用企業の雇用障害者	6,075人 (H28)	6,769人 (R1)	7,599人 (R5)
切れ目ないサービス	強度行動障害研修修了者	367人 (H28)	378人 (R1)	1,417人 (R5)
	発達障がい者サポーター	8,160人 (H28)	14,883人 (R1)	22,000人 (R5)

連動

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

①福祉施設入所者の地域生活移行	目標設定の考え方	支援策等
令和元年度末の入所者 2,256人 → <u>地域生活への移行者 220人</u> 移行 (9.8%) (過去3年の実績 99人 H29-R1) → <u>施設入所者の減少数 146人</u> 減少 (6.5%) (過去3年の実績 90人 H29-R1)	現行計画の目標未達成の状況を踏まえ、市町村計画と調整の上、国の基本指針からさらに上積み	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設整備費補助金を活用したグループホーム整備 ・人材育成による地域の相談体制の強化
②福祉施設から一般就労への移行	目標設定の考え方	支援策等
福祉就労施設から企業等への就職者 R1実績 265人 → <u>R5 420人</u> (1.58倍) 就職者のうち <u>就労定着支援事業利用</u> R5 266人 (全体の 63%) 就労定着率 <u>8割以上</u> の事業所 → R5 全事業所の 80%以上	コロナの影響や就労移行事業所の減少等を踏まえ、市町村計画と調整の上、一部項目は国の基本指針から上積み	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等における職場実習の促進 ・障害者就業生活支援センターによる就労移行支援、定着支援
③地域生活支援拠点等の機能の充実	目標設定の考え方	支援策等
圏域ごとに地域生活支援拠点を1つ以上確保 → 前倒しでほぼ達成済み 拠点の機能充実のための運用状況の検証・検討 → 年1回以上 実施	拠点整備については全国的にも先進的に取組を進めており、引き続きの機能強化を図るため評価体制を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県自立支援協議会と協働した研修会実施 ・市町村の地域生活支援事業への財政支援
④精神障がいに対応した地域包括ケアシステム	目標設定の考え方	支援策等
令和元年度末入院患者 3,824人 (精神科) → <u>入院3か月後の退院率 69%</u> 以上 (H29 69%) → <u>入院1年後の退院率 92%</u> 以上 (H29 90%) → <u>1年以上長期入院者 1,770人</u> (R1末 2,293人)	過去の実績を踏まえ、国の基本指針に即して設定	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所や地域生活支援コーディネーター等による地域での啓発強化 ・人材育成による地域の相談体制の強化

⑤障がい児支援の提供体制の整備 児童発達支援センター、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス → 全市町村で利用できる体制を確保 医療的ケア児支援の協議の場の設置とコーディネーターの設置 → 県及び圏域ごとに設置	目標設定の考え方 国の基本指針に即して、引き続き圏域単位での取組を継続	支援策等 ・医療的ケア児等支援体制構築事業を活用した人材育成、啓発活動 ・医療的ケア児の通所施設への上乗せ助成
⑥相談支援体制の充実強化 総合的・専門的な相談支援の実施 地域の相談支援体制を強化する体制の確保 → 圏域ごとに体制を確保	目標設定の考え方 既に10圏域体制で総合支援センターを整備済みであり、更なる機能強化を目指す	支援策等 ・専門的かつ重層的な相談支援体制を強化 ・療育コーディネーター、就業生活支援ワーカー等の配置
⑦障害福祉サービス等の質の向上 障害福祉サービスに係る各種研修 審査支払システムの活用による請求過誤の排除 → 監査結果の市町村との共有 → 事業所運営の適正化	目標設定の考え方 現在の状況を踏まえ、国の基本指針に即して設定	支援策等 ・市町村事務担当者会議等の開催 ・保健福祉事務所による実地指導



圏域計画	地域の実情に応じ地域レベルで課題等を整理して施策を推進するために、10圏域ごとに圏域の自立支援協議会と共同で協議を行い策定
-------------	---

計画の点検・評価	毎年度、進捗状況を点検し、県障がい者施策推進協議会及び県自立支援協議会に意見聴取して評価
-----------------	--

【参考】障がい者プランと障害福祉計画・障害児福祉計画の構成

長野県障がい者プラン 2018

基本理念

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

基本的視点

- ① 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進
- ② 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援
- ③ 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

施策体系

1 権利擁護の推進

- (1)障がいに対する理解の促進
- (2)権利擁護、虐待防止の推進

2 地域生活の充実

- (1)地域生活移行の支援
- (2)生活の安定に向けた取組
- (3)相談支援体制の充実
- (4)福祉人材の養成・確保
- (5)地域生活支援拠点等の整備・充実

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1)安全な暮らしの確保
- (2)誰もが暮らしやすいまちづくり

4 社会参加の促進

- (1)就労支援の充実
- (2)移動、情報コミュニケーション支援の充実
- (3)スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- (1)障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (2)多様な障がいに対する支援
- (3)教育・療育体制の充実

※下線部は国の基本指針の基本理念と共通する事項

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

- 成果目標(地域生活への移行、就労支援、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等、障がい児支援の提供体制)を設定
- 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込み量及び目標の達成のための方策を記載

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

- 基本理念等の考え方は、「長野県障がい者プラン 2018」の内容を継承。
- 成果目標について、「相談支援体制の充実・強化等」「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」を追加。

長野県

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

(案)

令和3年3月

長野県

目次

第1章 はじめに	
1	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方・・・・・・ 3
5	計画の達成状況の点検、評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	*障害福祉サービス等の種類について *障がいのある人の現状
第2章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標	
1	施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること・・・・・・・・ 14
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること・・ 15
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関すること・・・・・・・・・・ 16
4	福祉施設から一般就労への移行に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
5	障がい児支援の提供体制等の整備に関すること・・・・・・・・・・・・ 19
6	相談支援体制の充実・強化等に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
7	障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係わる体制の構築・・ 21
第3章 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等	
1	障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み及び見込み量確保の ための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2	障害福祉サービス等の基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
第4章 障がい者・児の支援の質の向上のために	
1	サービスの提供に係る人材の養成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
2	障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等・・・・・・・・・・ 32
3	障害福祉サービス事業所への実地指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
4	関係機関との連携に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
5	障害福祉サービス等の円滑な実施の確保のために必要な事項・・・・・・ 33
第5章 地域生活支援事業について	
1	県が行う事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
2	市町村が行う事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
第6章 障がい保健福祉圏域計画	
1	障がい保健福祉圏域について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
2	各圏域の障がい保健福祉圏域計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
巻末資料	

第1章 はじめに

1 計画の位置づけ

本県では、平成30年3月に策定した「長野県障がい者プラン2018」の一部として位置づけている「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が、令和2年度末をもって終了するため、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、令和3年度からの新たな計画となる「長野県第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定することとしました。

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき作成します。

○第6期障害福祉計画

障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するもの

○第2期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の22の規定に基づき、国の基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として策定するもの

2 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

<県及び国の計画>

年度	14	~	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
西暦	2002		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
計 画 者	←			←					←					←						
	前期計画			後期計画					長野県障害者プラン2012					長野県障がい者プラン2018						
計 画 福 祉	←			←		←		←		←		←		←		←		←		
				第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期						
福 祉 計 画															←		←		←	
															第1期		第2期			
（ 国 の 参 考 ）	←								←					←						
	障害者基本計画(H15~24)								障害者基本計画(第3次)(H25~29)					障害者基本計画(第4次)(H30~R4)						
状 況											●障害者総合支援法施行					●障害者総合支援法一部改正				

3 基本理念

「長野県障がい者プラン2018」の基本理念を継承し、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を計画的に推進します。

長野県障がい者プラン 2018

基本理念

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。

基本的視点

- ① 共生社会の実現を目指して、全ての県民が理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進
- ② 誰もが、地域で安心して暮らせる自立生活への支援
- ③ 生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進

施策体系

1 権利擁護の推進

- (1)障がいに対する理解の促進
- (2)権利擁護、虐待防止の推進

2 地域生活の充実

- (1)地域生活移行の支援※
- (2)生活の安定に向けた取組
- (3)相談支援体制の充実※
- (4)福祉人材の養成・確保※
- (5)地域生活支援拠点等の整備・充実※

3 安全で暮らしやすい地域づくり

- (1)安全な暮らしの確保
- (2)誰もが暮らしやすいまちづくり

4 社会参加の促進

- (1)就労支援の充実※
- (2)移動、情報コミュニケーション支援の充実
- (3)スポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の振興

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の充実

- (1)障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (2)多様な障がいに対する支援※
- (3)教育・療育体制の充実※

※国の基本指針における基本理念と共通事項

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

- 成果目標(「地域生活への移行」、「就労支援」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等」、「障がい児支援の提供体制」)を設定
- 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込み量及び目標の達成のための方策を記載

第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画

- 成果目標について、「相談支援体制の充実・強化等」「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」を追加
- 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込み量及び目標の達成のための方策を記載

4 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

基本理念を踏まえ、長野県第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標を達成するためのサービス等の確保に関する基本的な考え方を以下のとおりとします。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 訪問系サービスの充実

利用者やその家族のニーズに沿った居宅サービスが提供されるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

② 日中活動の場の充実

障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中活動の場となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の充実を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域での生活の場となるグループホーム（日中サービス支援型を含む）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所から地域生活への移行を進めます。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支える仕組み（以下、「地域生活支援拠点等」）を各圏域で整備し、その機能の強化を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の推進により、福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行及び定着を支援します。

⑤ 強度行動障がいや高次脳機能障害に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障害に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の整備を図ります。

⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための支援関係者等に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関や医療機関の整備及び周知、自助グループ等の民間団体による回復支援等、様々な関係機関が連携して、依存症である者等及びその家族に対する支援を進めます。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

① 相談支援体制の充実

福祉に関する各般の問題について障がいのある人やその家族等の相談に応じる体制に加えて、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な指導や助言を行う体制や、特定相談支援事業所の充実を目指します。

また、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等の重層的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

施設入所又は精神科病院等に入院をしている障がい者等の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。また、障がいの地域での生活の定着を図るため、地域定着支援や自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

③ 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した生活が送れるよう、発達障がい者支援センターを設置するとともに、支援機関同士の橋渡し（支援者への支援）を行う発達障がいサポート・マネージャーの配置を行います。

また、地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、専門医等の人材育成に取り組むとともに、発達障がいへの対応力向上や関係機関の連携強化を推進するためにかかりつけ医研修や地域連絡会を開催し、発達障がい診療ネットワークの強化に取り組みます。

④ 協議会の運営

障がいのある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等の有機的な連携の下により構成される長野県自立支援協議会を運営し、地域の課題の改善に取り組みます。

また、長野県医療的ケア児等支援連携推進会議、長野県発達障がい者支援対策協議会及び長野県居住支援協議会等、多分野での連携を図ります。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）で規定されている支援の内容及び水準等を踏まえ、共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、教育、保育、就労支援等の関係機関とも連携し、障がい児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。

① 地域支援体制の構築

障害児通所支援等による障がい児及びその家族に対する支援について、障がい特性や年齢別などのニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図ります。

また、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設が質の高い専門的な発達支援を行えるよう、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援事業所の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援施策と連携し、障がい児の早期発見、支援及び健全な育成を進めるため、各分野との連携を図ります。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援や障がい児等療育支援事業等を活用し、障害児通所支援事業所等や保育所、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援を支え、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

・重症心身障がい児及び医療的ケア児等に対する支援体制

重症心身障がい児及び医療的ケア児等が、身近な地域で専門的な障がい児向けサービス等を受けられるよう、地域における重症心身障がい児や医療的ケア児等の人数やニーズ及び支援体制の現状についての把握を行います。

・強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児への支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児に対して、障害児通所支援事業所等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の整備を図ります。

・虐待を受けた障がい児に対する支援体制の充実

社会的困難を抱える子どもや保護者を地域で包括的に支援する「子ども家庭支援ネットワーク」の構築を推進し、虐待の発生予防と早期発見・早期対応を図ります。また、虐待を受けた障がい児に対しては、障害児入所施設での小規模なグループによる支援や心理的ケアの提供などにより、障がい児の状況に応じたきめ細やかな支援が受けられるよう努めます。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の充実

障害児相談支援は、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、適切な支援を受けられるよう関係機関をつなぐ役割を担っていることから、質の向上及び支援体制の充実を図ります。

5 計画の達成状況の点検、評価

本計画については、毎年度、成果目標等について進捗状況を点検し、長野県障がい者施策推進協議会及び長野県自立支援協議会等に意見聴取を実施して評価を行います。その結果に基づき、計画内容を継続的に実施し、場合によっては計画内容の一部見直しを行いながら、施策の推進を図ります。

【参考】障害福祉サービス等の種類について

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護 (視覚障がい者向けサービス)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型があります。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労継続を図るため、就労先の企業や家族等との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	ひとり暮らしなど自立した生活が営めるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な情報提供や助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名		サービス内容
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともにサービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

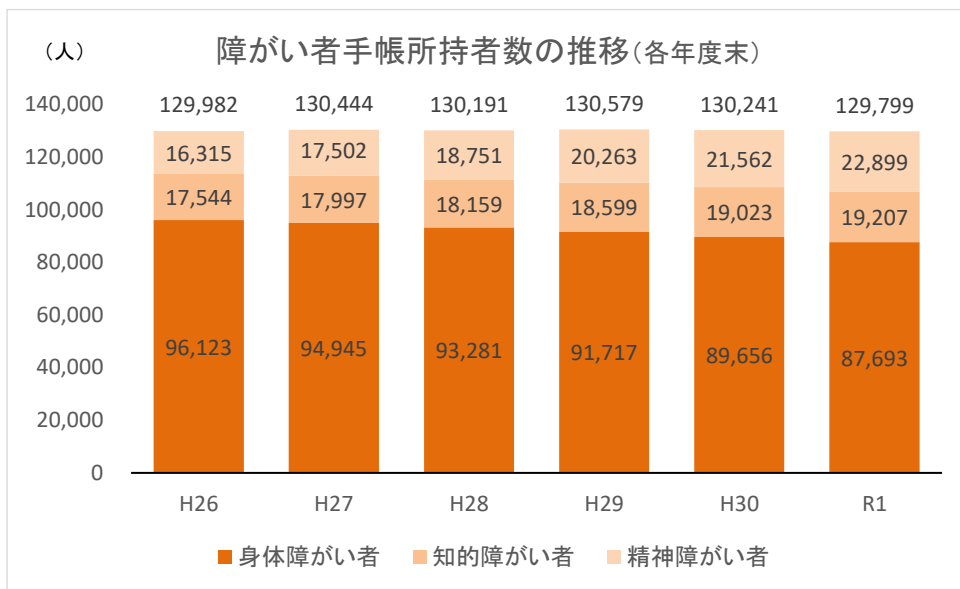
(2) 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

サービス名		サービス内容
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	医療的な支援等が必要な未就学の障がい児に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知能技能の付与及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学する障がい児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援などを行います。
入所サービス	福祉型障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

【参考】障がいのある人の現状

令和2年3月末時点における、県内の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者87,693人、知的障がい者19,207人、精神障がい者22,899人、合計129,799人となっています。

身体障がい者は、近年減少傾向にあります。平成26年度と比較して知的障がい者は9.5%、精神障がい者は40.4%増加しています。

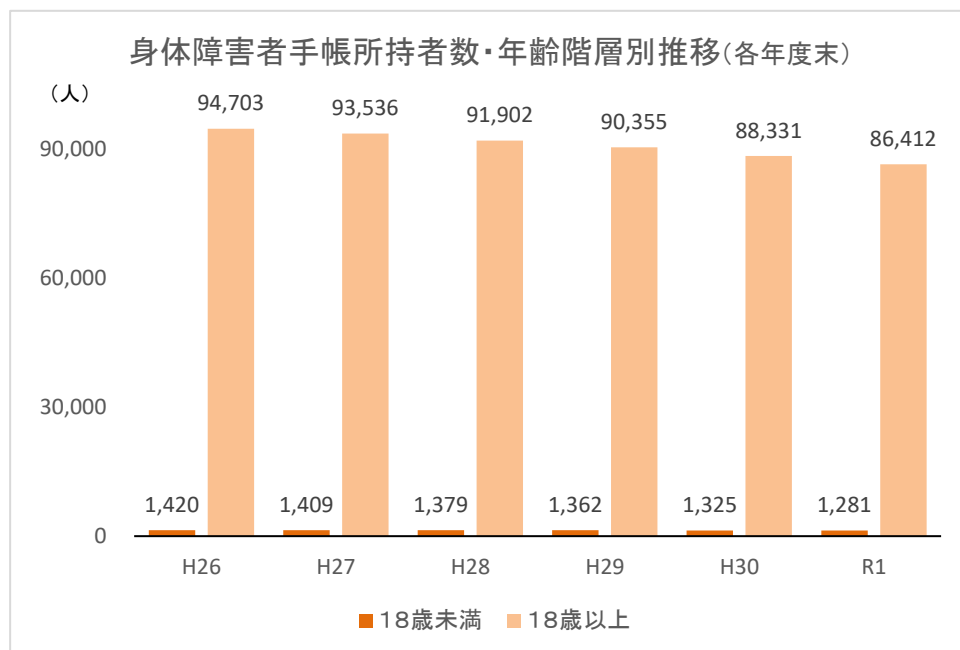


(障がい者支援課調べ)

① 身体障がい児・者

○ 身体障害者手帳所持者数の年齢階層別の推移

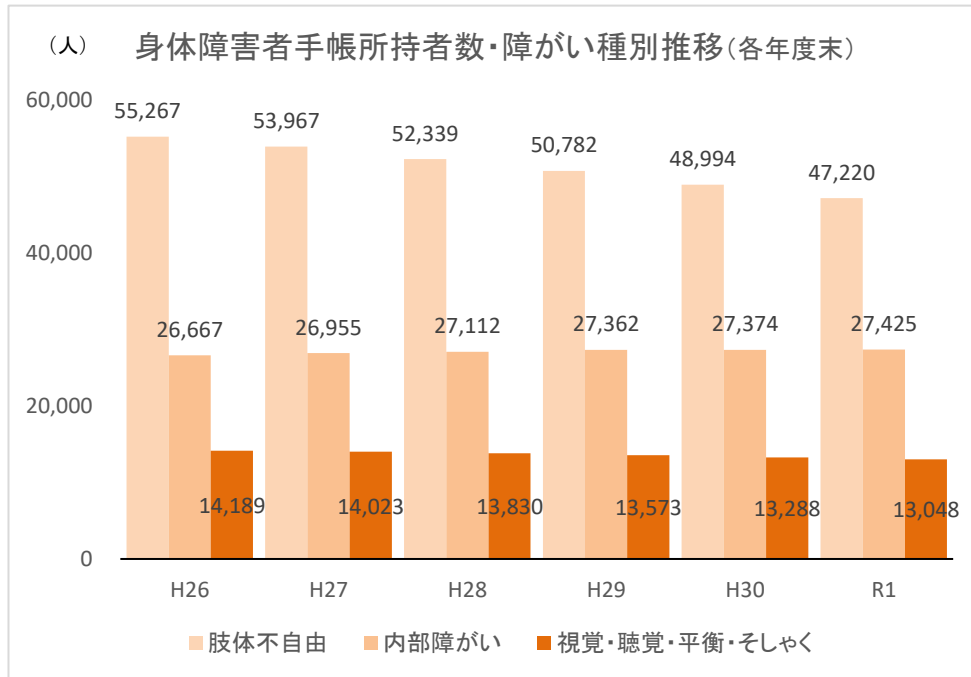
平成26年度と比較して、18歳未満は9.8%、18歳以上は8.8%減少しています。



(障がい者支援課調べ)

○ 身体障害者手帳所持者数の障がい種別の推移

部位別で見ると肢体不自由が47,220人（53.8%）と最も多く、次いで内部障がいが27,425人（31.3%）、視覚・聴覚・平衡・音声言語そしゃく障がいが13,048人（14.9%）となっています。

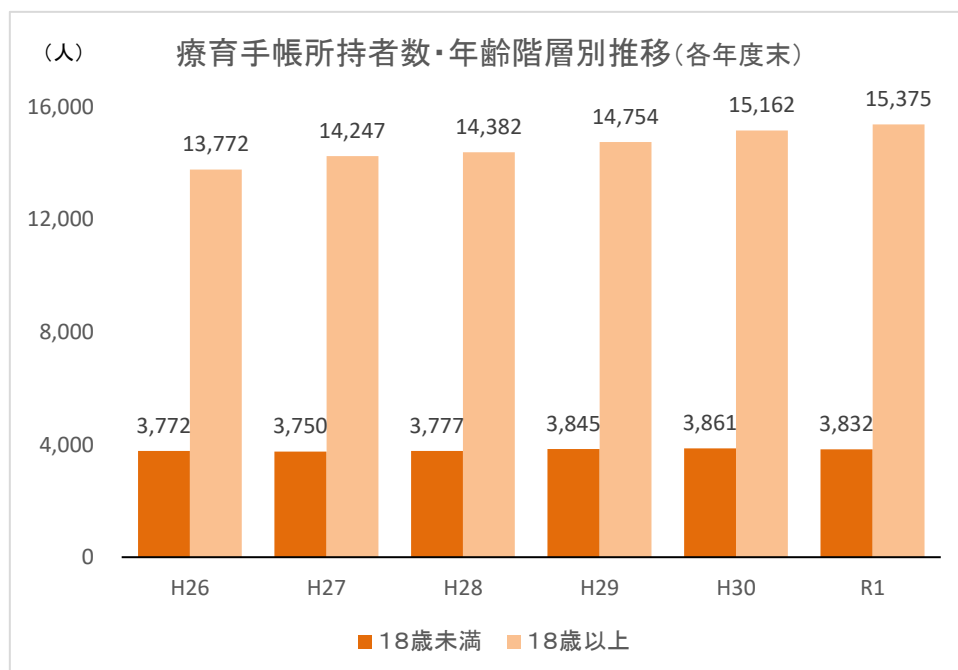


※「内部障がい」には、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸・免疫、肝臓が含まれる。
(障がい者支援課調べ)

② 知的障がい児・者

○ 療育手帳所持者数の年齢階層別の推移

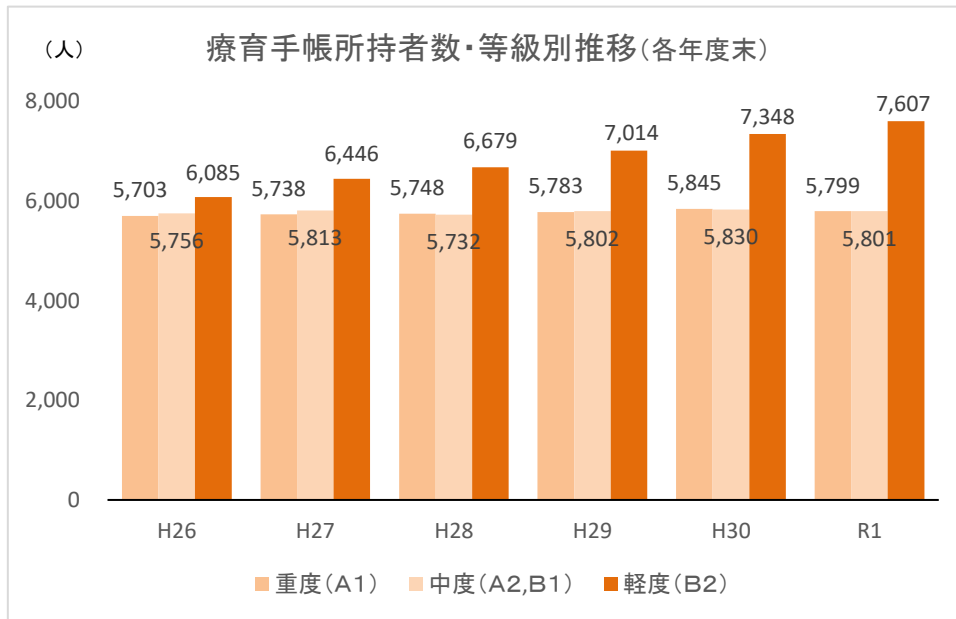
平成26年度と比較して、18歳未満は横ばいですが、18歳以上は11.6%増加しています。



(障がい者支援課調べ)

○ 療育手帳所持者数の等級別の推移

等級別では、重度（A1）が5,799人（30.2%）、中度（A2・B1）が5,801人（30.2%）、軽度（B2）が7,607人（39.6%）となっています。平成26年度と比較して、軽度が25.0%増加しています。

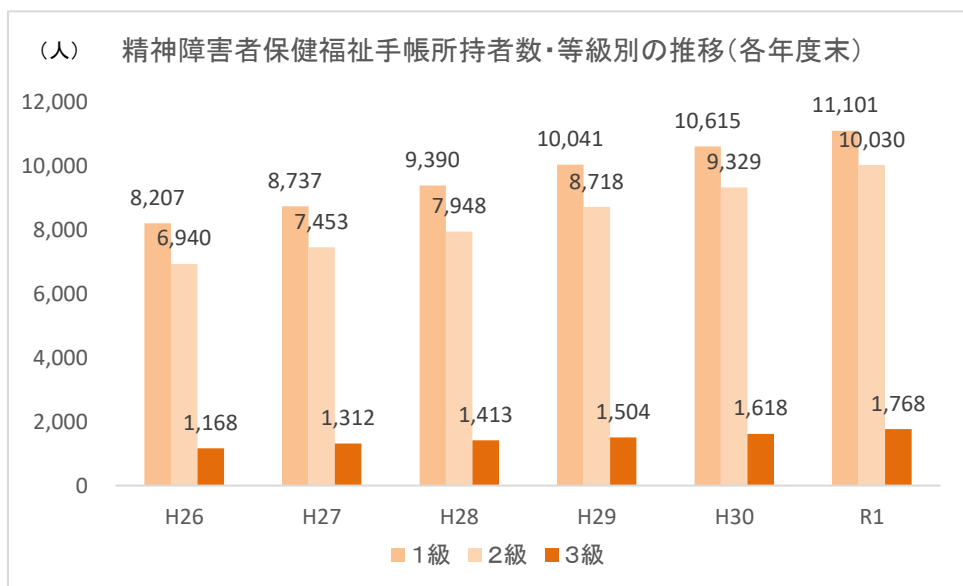


(障がい者支援課調べ)

③ 精神障がい者

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

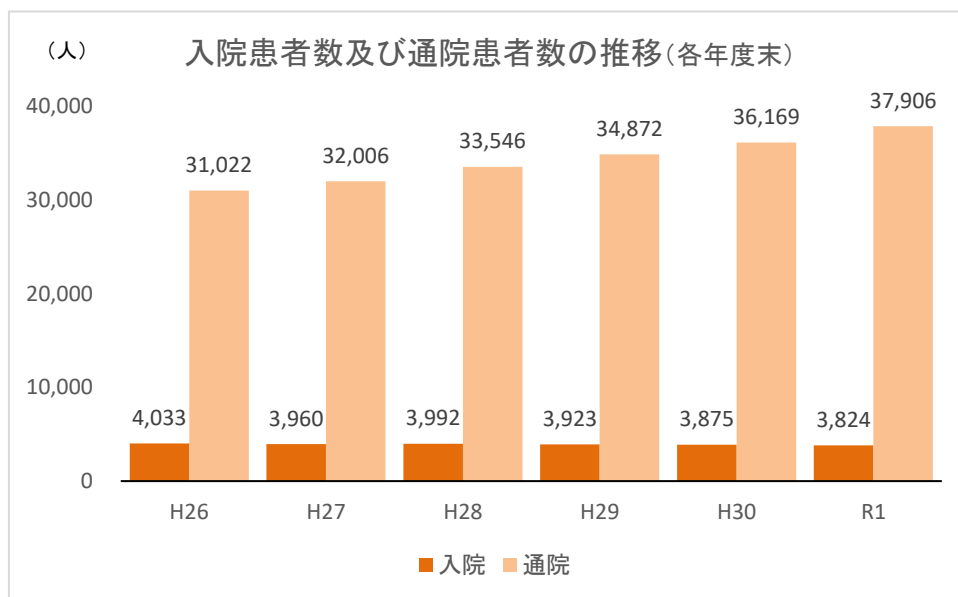
平成26年度と比較すると、1級は35.3%、2級は44.5%、3級は51.4%それぞれ増加しています。



(保健・疾病対策課調べ)

○ 入院患者及び通院患者の推移

精神障がい者数は、入院患者数が減少傾向にあるのに対し、通院患者数は増加傾向にあります。



※入院患者数：病院月報による

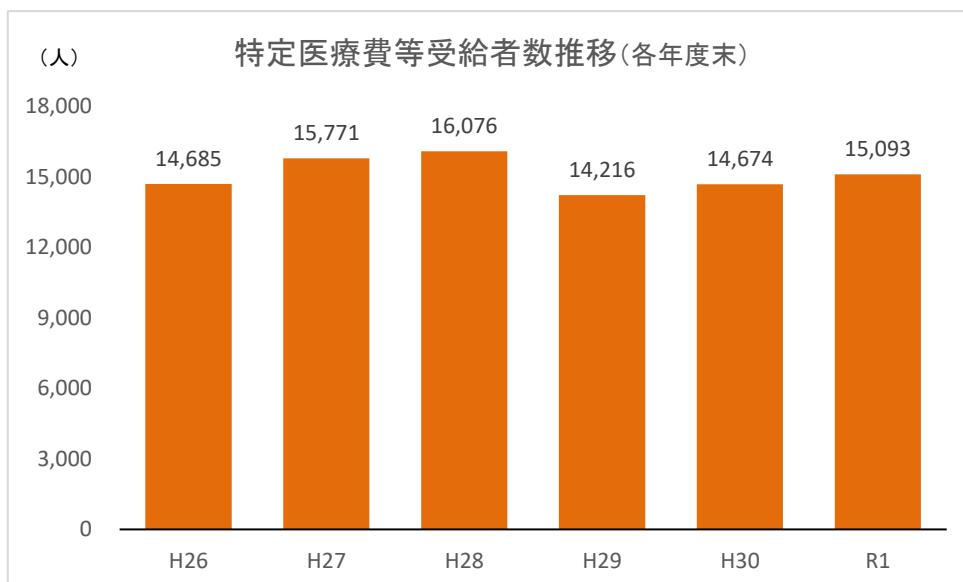
※通院患者数：自立支援医療（精神通院医療）支給認定者数

（保健・疾病対策課調べ）

④ 難病患者等

○ 特定医療費等受給者数の推移

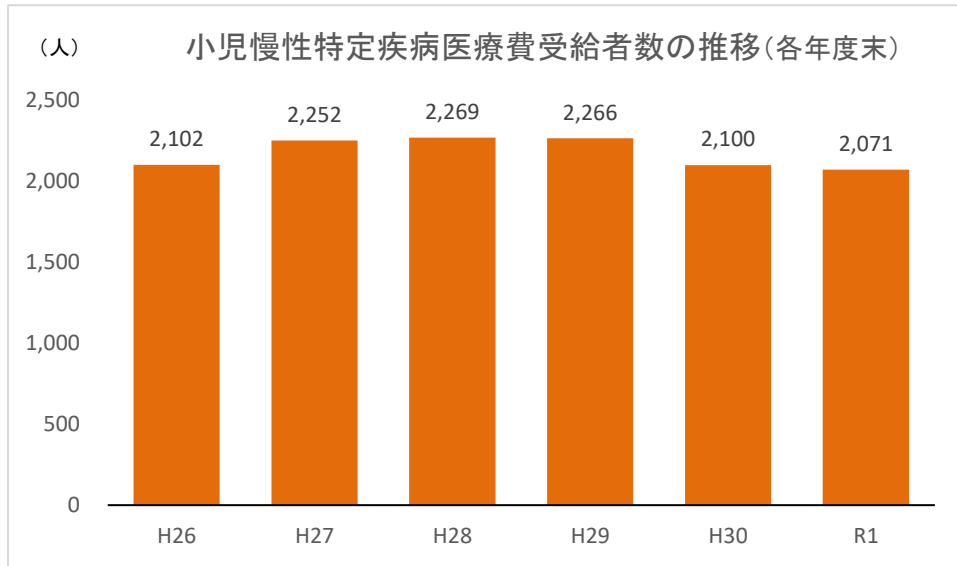
横ばい傾向にあり、平成26年度と比較して2.8%増加しています。



※「特定医療費等受給者」とは、特定医療費、特定疾患治療研究、先天性血液凝固因子障害等治療研究、長野県特定疾病及び遷延性意識障害に係る医療費助成制度の受給者をいう。

（保健・疾病対策課調べ）

- 小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移
横ばい傾向にあり、平成26年度と比較して1.5%減少しています。

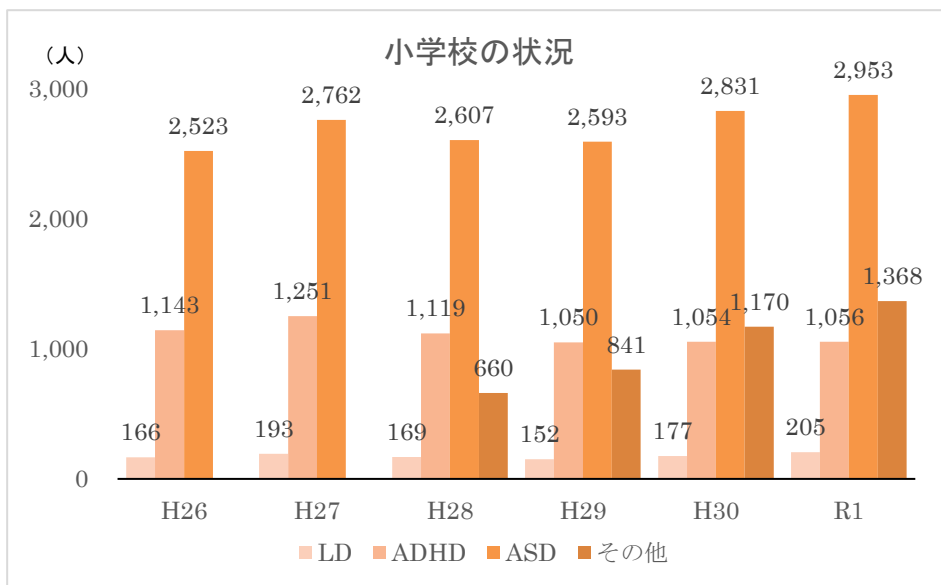


(保健・疾病対策課調べ)

⑤ 発達障がい者

- 発達障がいの診断等のある児童生徒の状況
学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症スペクトラム障がい(ASD)、その他についての調査です。
自閉症スペクトラム障がい(ASD)には広汎性発達障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群を、その他には複数の発達障がい、反抗挑戦性障害(ODD)を含みます。

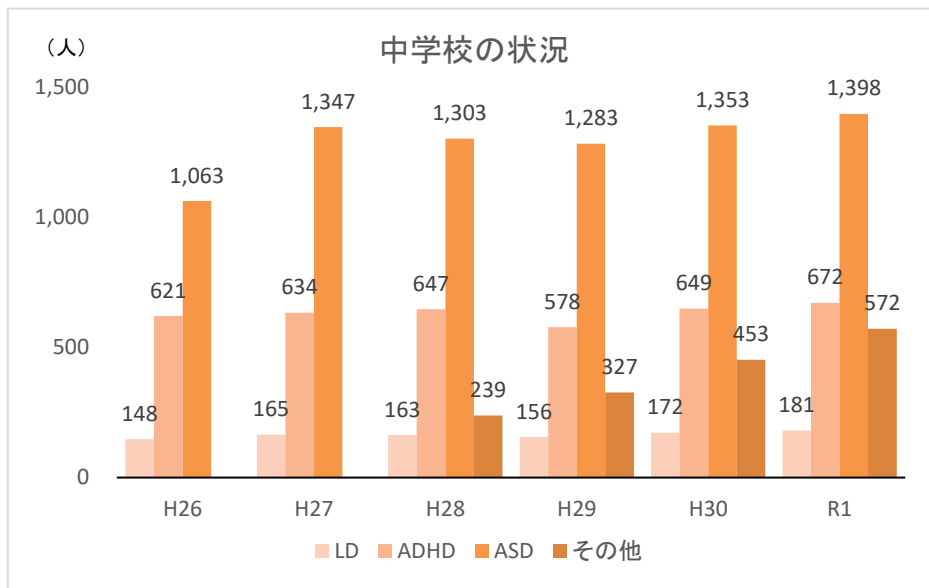
- 小学校の状況
増加傾向にあり、平成26年度と比較して、45.7%増加しています。



※その他は、平成28年度以降に追加された調査項目

(県教育委員会調べ)

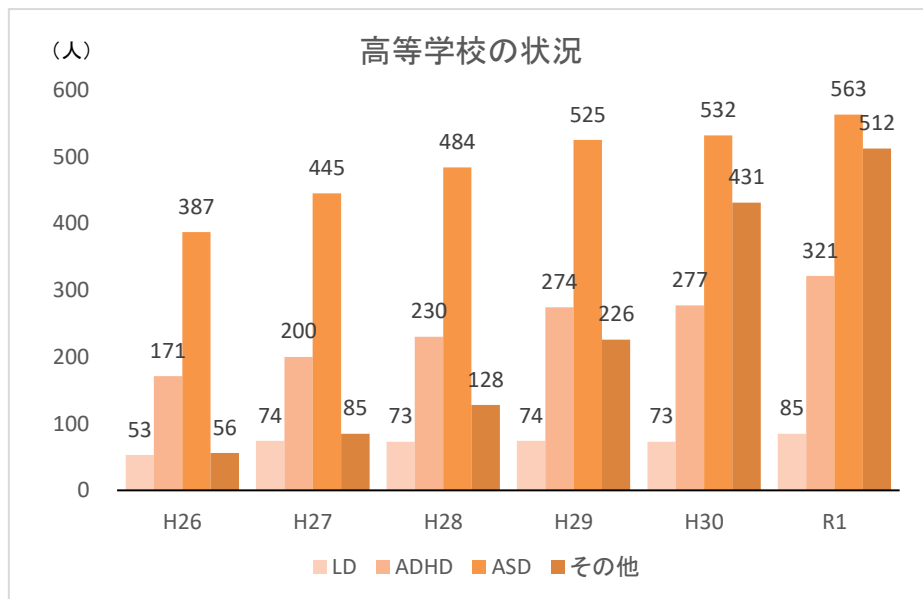
- 中学校の状況
増加傾向にあり、平成26年度と比較して54.1%増加しています。



※その他は、平成28年度以降に追加された調査項目

(県教育委員会調べ)

- 高等学校の状況
増加傾向にあり、平成26年度と比較して122.0%増加しています。



(県教育委員会調べ)

⑤ 高次脳機能障害

高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
件数	2,476	2,597	3,231	2,385	2,054	2,030

(障がい者支援課調べ)

第2章 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障害福祉計画と障害児福祉計画において、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

なお、成果目標については、国が定める基本指針や本県のこれまでの実績、現状等を踏まえて設定することとします。

成果目標Ⅰ 施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること

令和元年度末の入所者数 2,256 人のうち、令和5年度末までに 220 人（9.8%）が地域生活への移行をすることを見込みます。

これに併せて、令和5年度末の施設入所者が 146 人（6.5%）減少することを目指します。

令和元年度（2019年）末 施設入所者数	2,256 人
-------------------------	---------

項目	目標 令和5年度（2023年度）末
地域生活への移行者数	220 人（令和元年度入所者の 9.8%） ※令和2年～5年度の累計
施設の入所者数の減少数	146 人（令和元年度入所者の 6.5%） ※令和2年～5年度の累計

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、地域における保健医療体制の基盤整備を進め、指標の達成を目指します。

(1) 精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数

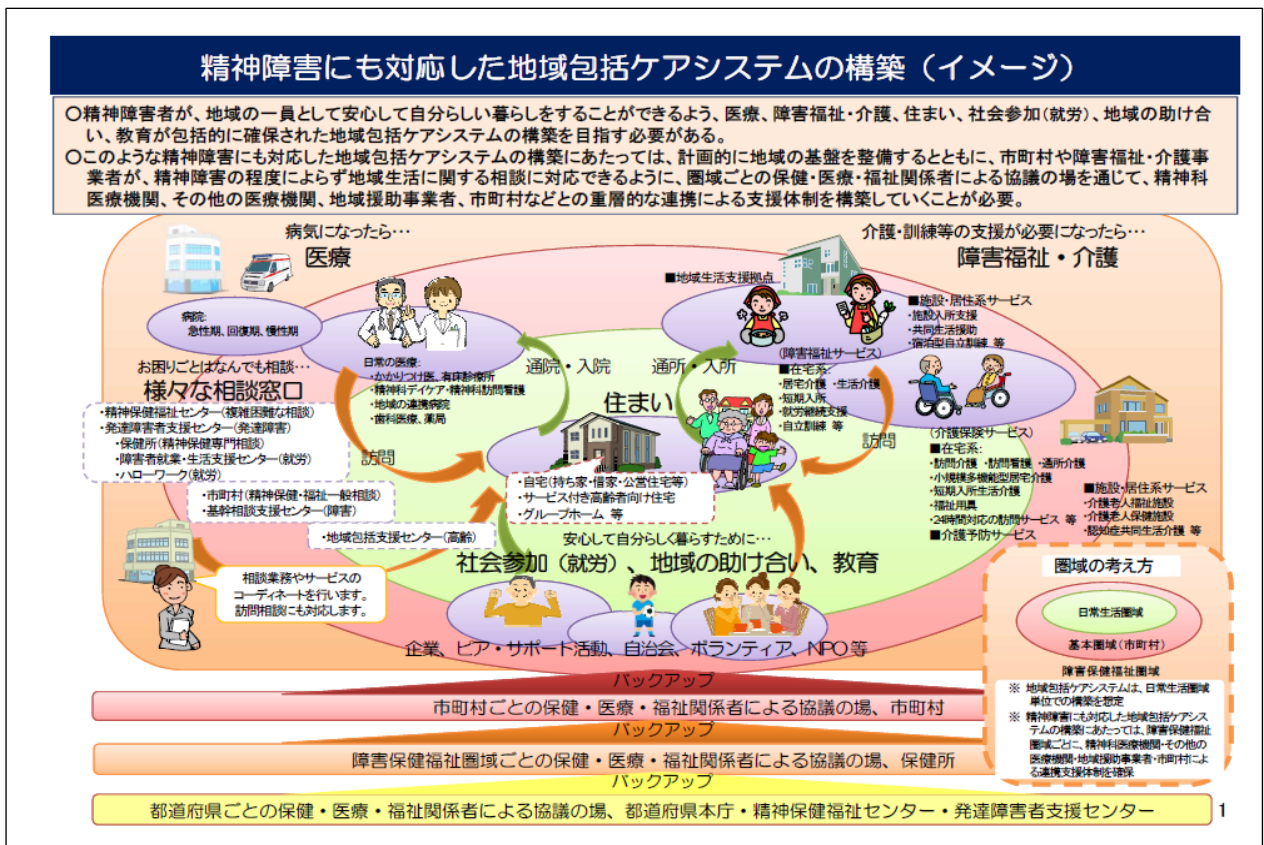
項目	目標 令和5年度(2023年度)
精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上

(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数

項目	実績 令和元年度(2019年)	目標 令和5年度(2023年度)
入院期間が1年以上である長期入院患者数(65歳以上)	1,376人	1,097人
入院期間が1年以上である長期入院患者数(65歳未満)	917人	673人

(3) 精神病床における早期退院率

項目	直近の実績 平成29年度(2017年度)	目標 令和5年度(2023年度)
入院後、3か月時点の退院率	69%	69%以上
入院後、6か月時点の退院率	84%	86%以上
入院後、1年時点の退院率	90%	92%以上



(厚生労働省資料)

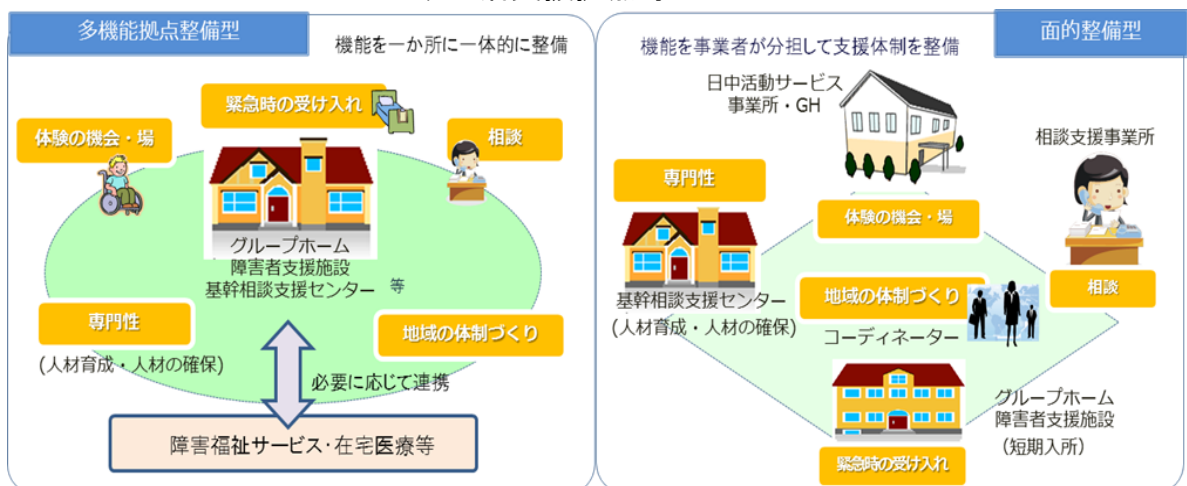
成果目標 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関すること

本県では、第4期障害福祉計画及び第5期障害福祉計画において、圏域を単位として地域生活支援拠点等*の整備と体制の充実・強化を行ってきました。

今後は、各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を維持しながら、年1回以上の運用状況等の検証及び検討を行い、機能の充実を目指します。

圏域名	実績 令和元年度(2019年度)	目標 令和5年度(2023年度)	
		拠点数	検証等回数
佐久	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年2回
上小	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年3回
諏訪	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年4回
上伊那	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年1回
飯伊	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年2回
木曾	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年6回
松本	圏域で面的整備型にて整備 ※令和2年度(2020年度)から運用	1箇所	年6回
大北	圏域で面的整備型にて運用	1箇所	年2回
長野	<ul style="list-style-type: none"> 長野市で面的整備型にて運用 千曲・坂城地域で面的整備型にて運用 須高地域で面的整備型にて運用 	4箇所	年4回
北信	圏域で併用型(多機能拠点整備型及び面的整備型)により運用	1箇所	年12回

地域生活支援拠点等*のイメージ



(厚生労働省資料一部抜粋)

※地域生活支援拠点等：障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がい児(者)が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。

必要な5つの機能(①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり)について、どの機能をどの程度整備するかは、地域の実情により市町村(圏域)が判断する。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行に関すること

- (1) 福祉施設から一般就労への移行者数
令和元年度の 265 人から令和 5 年度に 420 人（1.58 倍）を目指します。
- (2) 就労移行支援事業から一般就労への移行者
令和元年度の 134 人から令和 5 年度に 203 人（1.51 倍）を目指します。
- (3) 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数
令和元年度の 26 人から令和 5 年度に 66 人（2.54 倍）を目指します。
- (4) 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数
令和元年度の 93 人から令和 5 年度に 130 人（1.40 倍）を目指します。

項 目	実績 令和元年度 (2019 年度)	目標 令和 5 年度 (2023 年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	265 人	420 人
就労移行支援事業から一般就労への移行者	134 人	203 人
就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者	26 人	66 人
就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者	93 人	130 人

- (5) 就労移行支援事業から一般就労への移行者の割合
令和 5 年度における就労移行支援事業等から一般就労へ移行者のうち、266 人（63%）が就労定着支援事業を活用することを目指します。

項 目	目標 令和 5 年度 (2023 年度)
就労移行支援事業から一般就労への移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	利用者 266 人 割合 63%

- (6) 就労定着率^{*}が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合
就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所を、全体の 8 割以上とします。

項 目	目標 令和 5 年度 (2023 年度)
就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	80%以上

※就労定着率：過去 3 年の就労定着支援事業の総利用者のうち、前年度時点の就労定着者の割合

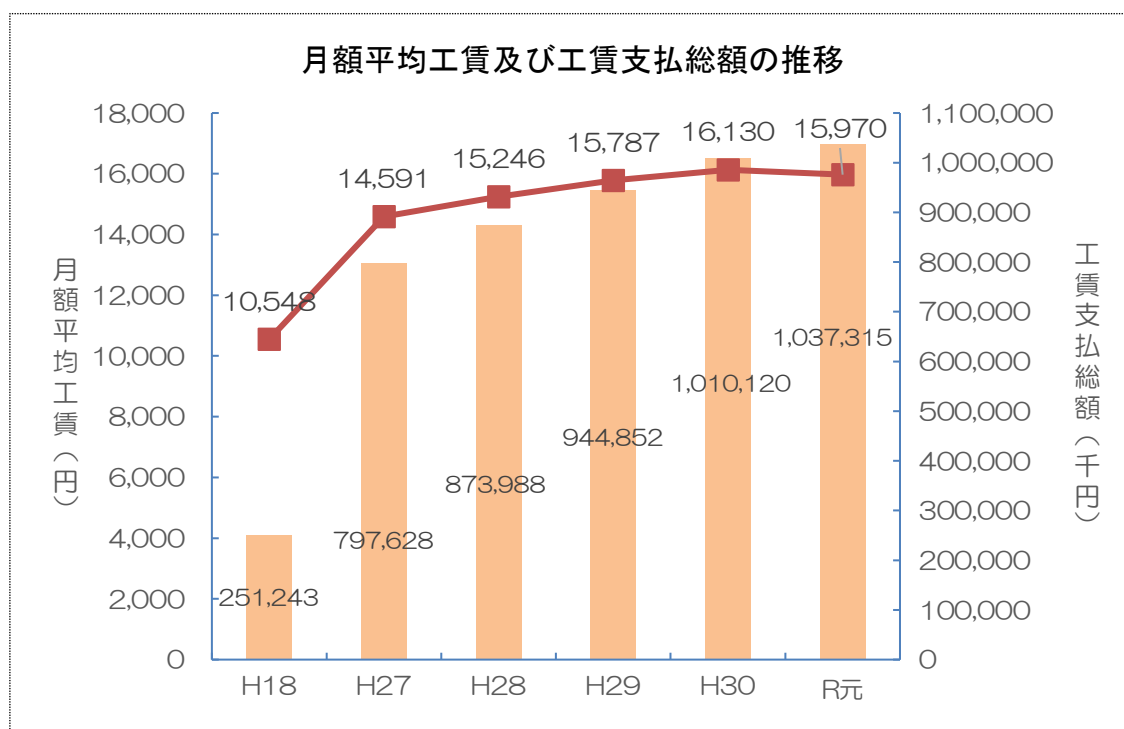
【参考】福祉的就労の推進

長野県障がい者プラン 2018 を踏まえ、福祉的就労の推進にも取り組みます。

○ 工賃アップに向けた事業所間・企業等との連携の推進

県内の就労継続支援B型事業所で就労している障がいのある人の令和元年度月額平均工賃は 15,970 円となっています。

令和 5 年度の月額平均工賃を 21,000 円とすることを目指し、事業所単独では受注が難しい大量の作業等の複数の事業所による共同受注や共同販売会の開催等、事業所間の連携の促進と協力体制づくり及び工賃アップのためのアドバイス、企業からの受注、販路の開拓などにより事業所等の取組を支援します。



○ 障害者就労施設の受注機会の拡大

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、市町村と連携しながら、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図るとともに、民間企業においても調達が促進されるよう必要な取組を行うことにより、事業所の収益力向上を目指します。

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等に関すること

児童発達支援センター、保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制の整備を目指します。

また、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場が県及び圏域ごとに設置されていることから、引き続き体制を確保するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター*の配置を目指します。

このほか、難聴児支援の中核的機能を有する体制の確保については、県に「長野県難聴児支援センター」が設置されています。

項目	実績 令和元年度 (2019年度)	目標 令和5年度 (2023年度)
児童発達支援センターの設置	5圏域にて体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	8圏域にて体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	7圏域にて体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	7圏域にて体制を整備	圏域ごとに全ての市町村において利用できる体制を整備・充実
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場を県及び10圏域に設置(※うち2圏域は R2.4.1に設置) コーディネーターを県に2人配置及び1圏域に1人配置 	<ul style="list-style-type: none"> 協議の場を県及び圏域ごとに設置 コーディネーターを県及び圏域ごとに配置
県において難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保	「長野県難聴児支援センター」を設置済	現在の体制を維持

<長野県難聴児支援センター>

きこえに問題のあるかもしれない児又は「難聴」の確定診断のある児とその家族や関係者の支援の拠点となる機関です。医師、療育支援員(ろう学校教諭)、言語聴覚士等の職員が、医療、保健、福祉、行政等の関係機関と連絡・連携をとり、難聴児やその家族の様々な相談に対応しています。

※医療的ケア児等に関するコーディネーター：医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供に繋げるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う。

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等に関すること

相談支援事業者等は、障害福祉サービス等の利用支援に加え、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を把握し、関係機関と連携のうえ、適切なサービスや支援、インフォーマル資源などにつなげられるよう、地域の相談支援体制を充実・強化することが重要です。

そのため、現行の「重層的な相談支援体制[※]」を踏まえ、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センター等が実施する総合的・専門的な相談支援の実施や専門的な指導・助言及び人材育成等の取組を推進します。

圏域又は地域自立支援協議会ごとに、相談支援体制の充実・強化等を目指します。

項目	圏域名	目標 令和5年度(2023年度)
相談支援体制の充実・強化等	佐久	圏域で体制を確保
	上小	圏域で体制を確保
	諏訪	圏域で体制を確保
	上伊那	圏域で体制を確保
	飯伊	圏域で体制を確保
	木曾	圏域で体制を確保
	松本	圏域で体制を確保
	大北	圏域で体制を確保
	長野	地域自立支援協議会単位で体制を確保
	北信	圏域で体制を確保

重層的な相談支援体制[※]

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	長野県内の状況 (R2.4.1)
基幹相談支援センター 実施主体：市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし (地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> 総合的・専門的な相談の実施 地域の相談支援体制強化の取組 地域の相談事業者への専門的な指導助言・人材育成 地域の相談機関との連携強化 地域移行・地域定着の促進の取組 権利擁護・虐待の防止 	■8箇所
障害者相談支援事業 実施主体：市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) 社会生活力を高めるための支援 ピアカウンセリング 権利擁護のために必要な援助 専門機関の紹介 等 	■77市町村で実施
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	■特定相談 292箇所 ■障害児相談 198箇所
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等 	■82箇所

(厚生労働省資料一部改変)

※重層的な相談支援体制：図の体制に加え、長野県では、3障がいの総合的な相談窓口である「障がい者総合支援センター」が各圏域にあり、市町村が行う「障害者相談支援事業」と、県が行う「専門的・広域的な相談支援(障がい児等療育支援事業、障害者就業・生活支援センター運営事業(一部国事業)、発達障がいサポート・マネージャー整備事業)をひとつの場所又は連携した体制で提供しています。近年は、「障害者相談支援事業」に「基幹相談支援センター」を加え、機能強化を行う市町村及び圏域が増えています。

成果目標 7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、様々な事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することが必要です。

そのため、県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容の理解や障害福祉サービス等の利用状況を把握した上で、請求の過誤をなくするための取組や、事業所により障がいのある人が必要とするサービスの提供が行われているのかを検証していくことが重要です。

市町村では、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加する体制や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制の確保を目指します。

県では、事業所指導監査結果を関係市町村と共有する体制の確保を目指します。

項 目		目標 令和5年度 (2023年度)
障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加	77市町村で実施
	障害者自立支援審査支払等システム等のデータ分析・共有	47市町村で実施
	事業所指導監査結果の関係市町村との共有	県において年1回実施

第3章 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み等

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）については、既存の施設利用者が円滑にサービスを利用できること、できる限り身近な地域でのサービス利用が可能となることを目指し、市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画で定める見込み量の合計を基本として見込んでいます。

1 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み（活動指標）及び見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等 包括支援 	利用時間 (時間)	66,650	74,493	76,717	79,524
	利用者数 (人)	3,616	3,842	3,963	4,086

② 見込量確保のための方策

- ・ 圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を促進します。
- ・ 居宅介護従業者養成研修等を行う指定事業者の数の確保を行い、地域で必要な研修を受けられる体制を作り、専門的知識と技術を持った質の高い人材の養成を図ります。
- ・ 必要なサービスが提供できるよう、国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	利用日数 (人日)	94,805	98,503	100,646	102,455
	利用者数 (人)	5,185	5,371	5,480	5,579

サービス種類	単位	実績			
		令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 (人日)	671	880	997	1,025
	利用者数 (人)	64	70	79	83
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 (人日)	3,226	3,615	3,719	3,804
	利用者数 (人)	250	267	275	278
就労移行支援	利用日数 (人日)	6,836	8,379	8,916	9,514
	利用者数 (人)	421	531	561	592
就労継続支援 (A型)	利用日数 (人日)	15,527	17,618	18,439	19,243
	利用者数 (人)	765	929	974	1,032
就労継続支援 (B型)	利用日数 (人日)	92,827	99,482	103,031	106,369
	利用者数 (人)	5,760	6,084	6,282	6,500
就労定着支援	利用者数 (人)	76	138	171	218
療養介護	利用者数 (人)	391	398	409	412
短期入所 (福祉型)	利用日数 (人日)	6,148	6,595	6,986	7,422
	利用者数 (人)	927	1,101	1,171	1,236
短期入所 (医療型)	利用日数 (人日)	616	740	796	856
	利用者数 (人)	96	119	129	143

② 見込量確保のための方策

- 圏域単位で不足しているサービスについて、十分なサービス量が確保できるよう事業所の指定を促進するとともに、より身近な場所でサービスの提供が受けられるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- 働くことを希望する障がいのある人に対して、障がい特性や能力に応じた多様な就労の場を確保するなど、地域自立支援協議会と連携し、福祉的就労の場の充実を図ります。
- 障がいのある人を在宅で支える家族にとって、レスパイトケア等を行う短期入所サービスは重要であり、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を図ります。
- 医療的ケア等を必要とする障がい児（者）が利用できる通所施設を拡充するための支援を行い、障がい児（者）が安心して日中活動を楽しめる環境を整備します。

また、在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、自立支援協議会や医療的ケア児等支援のための協議の場などと連携を図り、保護者や医療機関等の意向を踏まえた上で、日中のみの受け入れを行う医療型特定短期入所を含めた医療型短期入所事業所の整備を促進します。

- ・ 難病患者についても必要な障害福祉サービス等が利用できるよう、市町村と連携し利用推進を図ります。
- ・ サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員の指導等の役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を実施し、必要な人材の養成を行います。

(3) 居住系サービス

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
自立生活援助	利用者数 (人)	33	63	76	95
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	2,796	3,019	3,135	3,238
うち 日中サービス支援型	利用者数 (人)	17	38	62	73
施設入所支援	利用者数 (人)	2,269	2,248	2,221	2,169
地域生活支援 拠点等	箇所数 (箇所)	12	12	12	13
	検証等 回数(回)	41	41	41	43

② 見込量確保のための方策

- ・ 国に対して施設整備に係る必要な予算の確保を積極的に要望し、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- ・ 居室の個室化や老朽化した施設の改修等、施設の生活環境の改善を支援します。
- ・ 各圏域の地域生活支援拠点等の機能強化のために、長野県自立支援協議会を活用し、全県で検討の場を設けます。

(4) 相談支援

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
計画相談支援	利用者数 (人)	4,516	4,923	5,148	5,384
地域移行支援	利用者数 (人)	26	61	74	86
地域定着支援	利用者数 (人)	186	359	419	493

② 見込量確保のための方策

- 国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。
- 障がいのある人が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

① 必要な量の見込み（1年あたり）

事業内容	単位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和5年度 (2023年度)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業 利用者の一般就労への移行者	人数 (人)	265	420
障がい者に対する職業訓練の受講者	人数 (人)	37	58
福祉施設から公共職業安定所への誘導者	人数 (人)	374	591
福祉施設から障害者就業・生活支援センター への誘導者	人数 (人)	185	292
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の 支援を受け就職する者	人数 (人)	175	277

② 見込量確保のための方策

障害者就業・生活支援センターに配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員障害者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携の強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する相談支援体制の充実を図ります。

(6) 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援

① 必要な量の見込み（各年度1か月あたりの平均）

サービス種類	単位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援	利用日数 (人日)	8,668	10,298	11,136	12,021
	利用児童数 (人)	1,054	1,216	1,305	1,409
医療型 児童発達支援	利用日数 (人日)	289	464	553	613
	利用児童数 (人)	24	34	39	47
放課後等 デイサービス	利用日数 (人日)	28,985	33,464	35,988	38,542
	利用児童数 (人)	3,160	3,644	3,902	4,166

サービス種類	単位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等訪問 支援	利用日数 (人日)	158	268	309	342
	利用児童数 (人)	126	190	224	252
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 (人日)	10	74	94	181
	利用児童数 (人)	6	20	25	37
福祉型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	13	16	15	16
医療型 障害児入所支援	利用児童数 (人)	105	113	115	120
障害児相談支援	利用児童数 (人)	1,320	1,546	1,659	1,775

② 見込量確保のための方策

- ・ 障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- ・ 地域の療育支援の中核的な施設である児童発達支援センターの設置を促進するため、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- ・ 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。
- ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

① 必要な量の見込み

内容	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
コーディネーターの配置人数 (※県及び圏域の合計)	3	11	13	19

② 見込み量確保のための方策

県において医療的ケア児等連携推進協議会の設置及び医療的ケア児等スーパーバイザーを配置し、圏域（市町村）の取組を支援します。

(8) 発達障がい者等に対する支援

① 必要な量の見込み

内容	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
発達障がい者支援地域協議会の 開催回数	1	2	2	2

内容	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	888	1,000	1,000	1,000
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	99	100	100	100
発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	4,810	5,000	5,000	5,000
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	179	180	180	180
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(※)	—	460	483	489
ペアレントメンターの人数	—	100	100	100
ピアサポート活動への参加人数(※)	—	95	107	118

※数値を見込めない市町村は、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムやピアサポート活動について学ぶ機会を設け、発達障がい者等への支援に向けた検討を進めます。

② 見込み量確保のための方策

各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取り組みを通して、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携による支援体制の充実を図ります。

(9) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 必要な量の見込み

内容	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
精神障がい者の地域移行支援利用者数	20	51	61	70
精神障がい者の地域定着支援利用者数	60	197	225	263
精神障がい者の共同生活援助利用者数	907	978	1,020	1,062
精神障がい者の自立生活援助利用者数	16	39	47	61

○ 市町村において見込むもの

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市町村における保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設ける市町村数	64	65	76

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市町村における保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	61	64	75
市町村における保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	294	307	377
市町村における保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数	23	26	34

○ 県において見込むもの

内容	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
精神病床における退院患者の退院後の行き先（在宅への移行者の数）	487人	549人	611人

② 見込み量確保のための方策

- ・ 地域相談や自立生活援助の拡充に向けて、集団指導や自立支援協議会の場において制度理解の促進に向けた発信を行います。
- ・ 各圏域の相談支援専門員や保健福祉事務所担当者等の参集する「精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議」を開催し、事例検討や情報交換、課題の検討等を行います。
- ・ 支援者や地域住民等を対象とする研修会等を開催し、支援者の資質向上や知識の普及啓発を図ります。
- ・ 自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会を開催し、情報共有や課題の検討等を行います。

(10) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 必要な量の見込み

○ 市町村において見込むもの

内容		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合的・専門的な相談支援を行う圏域数		10	10	10
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	4,858	5,230	5,659
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行う回数	1,106	1,161	1,183
	地域の相談機関との連携強化の取組を行う回数	291	340	347

② 見込み量確保のための方策

- 相談支援について指導的役割を果たす「主任相談支援専門員」の養成を行い、基幹相談支援センターや相談支援事業所等への計画的な配置を支援します。
- 長野県自立支援協議会を活用し、市町村、地域自立支援協議会、保健福祉事務所の担当者等を参集し、全県で情報交換する場を設け、圏域及び市町村の相談支援体制を強化するための後方支援を行います。

(11) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

① 必要な見込み量

○ 市町村において見込むもの

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に職員が参加する体制や障害者自立支援審査支払等システム等のデータを分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する体制を構築します。

内容		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	市町村数	77	77	77
	参加人数	158	160	165
障害者自立支援審査支払等 システム等のデータ分析・共有	市町村数	40	41	47
	実施回数	203	204	210

○ 県において見込むもの

事業所の指導監査結果を関係市町村と共有する体制を構築します。

内容		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業所指導監査結果の関係 市町村との共有	実施方法	事業所指導監査結果の概要を関係市町村に周知		
	実施回数	年1回		

② 見込み量確保のための方策

市町村が行うデータ分析や事業所への実地指導が効果的・効率的にできるよう、研修の実施や合同での実地指導を行います。

2 障害福祉サービス等の基盤整備

障害福祉サービス等の基盤整備を着実にを行うために、県と市町村の協働により計画的に行っていきます。

サービス種類	単位	令和元年度 (2019年度) 実績	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
生活介護	事業所数	209	221	226	230
【再掲】生活介護 (通所のみ)	事業所数	152	165	169	175
自立訓練(機能訓練)	事業所数	3	5	5	7
自立訓練(生活訓練)	事業所数	34	36	36	37
就労移行支援	事業所数	69	73	75	81
就労継続支援(A型)	事業所数	47	53	56	59
就労継続支援(B型)	事業所数	276	299	305	314
就労定着支援	事業所数	19	27	34	38
療養介護	事業所数	7	7	7	7
短期入所(福祉型)	事業所数	131	146	149	153
短期入所(医療型)	事業所数	16	17	17	19
自立生活援助	事業所数	10	18	23	28
共同生活援助	住居数	636	684	703	722
うち日中サービス支援型		2	5	8	10
施設入所支援	事業所数	59	59	58	58
特定相談支援	事業所数	292	303	311	318
一般相談支援 (地域移行支援)	事業所数	82	92	100	111
一般相談支援 (地域定着支援)	事業所数	82	93	101	112
児童発達支援	事業所数	97	120	127	137
医療型児童発達支援	事業所数	1	3	3	3
放課後等デイサービス	事業所数	178	217	228	240
保育所等訪問支援	事業所数	27	38	39	43
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	5	9	10	13
福祉型障害児入所施設	事業所数	1	1	1	1
医療型障害児入所施設	事業所数	5	5	5	5
障害児相談支援	事業所数	198	212	225	233

第4章 障がい者・児の支援の質の向上のために

1 サービスの提供に係る人材の養成

- (1) サービス管理責任者養成研修及び児童発達支援管理責任者養成研修
個々の利用者の初期状態の把握、個別支援計画の作成、定期的な評価等の一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を負い、サービスの質の向上を図る役割を担う、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成します。
- (2) 相談支援従事者養成研修
国の相談支援従事者研修の受講者を中心に、実践力の高い人材を養成するための研修を実施し、相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図ります。また、平成30年度に新設された主任相談支援専門員の養成を行います。
- (3) サービス従業者に対する研修
福祉サービスを支える人材の質の向上を目指し、長野県版「キャリアパス・モデル」に基づき、施設・事業所職員の職種やキャリアに応じた研修を実施します。
- (4) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成します。
- (5) 同行援護従業者養成研修
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人等に対して、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を有する従業者を養成します。
- (6) 行動援護従業者養成研修
知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する人が行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識、技術を有する従業者を養成します。
- (7) 強度行動障がい支援者養成研修
強度行動障がいのある人に適切にサービスが提供されるよう、指定研修事業者と連携して福祉施設職員等を対象とした研修を実施し、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材を養成します。
- (8) 医療的ケア児支援に対する研修
医療的ケア児等に多職種連携による適切な支援を行えるよう、多様な職種の支援者を対象に専門的な知識や支援技術を習得する研修を行い、地域・圏域の連携支援の中心となる医療的ケア児等コーディネーターを養成します。
- (9) 高次脳機能障害研修
当事者やその家族、医療・福祉関係者及び県民の皆様が高次脳機能障害に対する理解を深めていただくことを目的とし、様々なテーマの研修会を開催します。

2 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価等

- (1) 各施設が、利用者に対する満足度調査や第三者による評価等を通じ、日常業務の再点検やサービスの質の向上を図ることができるよう支援します。

- (2) 障害福祉サービスの内容等を公表する情報公表制度により、利用者がサービスを選択する際の参考とするとともに、事業者のサービスの質の向上を図ります。

3 障害福祉サービス事業所等への実地指導

- (1) 障害福祉サービスを提供する事業所等に対して、自立支援給付の適正化とサービスの質の向上を目的に、重点事項を定め、効率的・効果的な実地指導を行います。また、新規指定事業所については、指定後早期に実地指導を行います。
- (2) 不正・不当な行為や著しい基準違反の疑いのある施設等に対しては迅速かつ重点的に監査を実施し、特に悪質な案件については、指定の取消や効力停止等により厳正に対処します。

4 関係機関との連携に関する事項

成果目標の達成及び障害福祉サービス又は障害児通所支援事業所等の必要な量の見込を確保するため、障がい保健福祉の観点からだけではなく、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組を進めます。

- (1) 企業等への就労に向けた個別具体的な支援に結びつけるために、障害者就業・生活支援センターに配置した就業支援ワーカーをはじめ、求人開拓員、障害者職業訓練コーディネーターや市町村の相談窓口、特別支援学校、ハローワーク、長野障害者職業センターなど関係機関との連携の強化を図り、就労を希望するすべての障がいのある人に対する相談支援体制の充実を図ります。
- (2) 県関係部局やNPO法人長野県セルフセンター協議会等との連携を強化し、「農業就労チャレンジ事業」の取組を促進する等、農業分野をはじめ様々な分野における障がいのある人の就労の場の創出及び拡大に取り組みます。
- (3) 長野県自立支援協議会の活動を通じて、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関の協働によるライフステージに応じた支援体制や障がいのある人やその家族を地域全体で支える仕組みづくりのさらなる充実に向けて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりや柔軟なサービス提供体制について学ぶ場を設けるなど、市町村や圏域の取組の後方支援を行います。
- (4) 各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、発達障がい者支援対策協議会の取り組みを通して、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携による支援体制の充実を図ります。
- (5) 精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、圏域ごとに設置する保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を強化します。
- (6) 難病患者等への相談体制の充実を図るため、難病相談支援センターや保健所において、訪問支援等の個別相談、相談会や交流会等を実施します。また、難病対策連絡会議を開催し、医療・福祉・就労部門等の多分野の関係者で情報共有し、難病対策について検討します。

- (7) 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育、労働等の関係機関の連携体制の構築に向けて取り組みます。

5 障害福祉サービス等の円滑な実施の確保のために必要な事項

(1) 障がい者に対する虐待の防止

- ・ 県内すべての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
- ・ 市町村に対する助言や、障害福祉サービスの従事者等に対する研修会及び出前講座を実施し、障がい者虐待の防止に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の促進

障がい者差別解消支援地域協議会（長野県障がい者虐待防止・差別解消連携会議や圏域及び市町村が設置する協議会）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消の推進に取り組みます。

(3) 福祉施設利用者の権利擁護の推進

- ・ 各施設が設けている苦情解決の仕組みが、施設利用者にとって公平・公正で透明性が確保されたものであり、解決に向け迅速な対応が行われ、施設内での情報共有が図られるなど、適正に運営されるように支援します。
- ・ すべての施設において、利用者の身体拘束や虐待等を防止する仕組みを確立し、施設利用者の人権が保障されるよう、実地指導や集団指導等により事業者に対する指導を実施します。

(4) 意思決定支援の促進

障害福祉サービスの利用等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを踏まえ、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修に取り入れていきます。

第5章 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

県では、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施しています。

1 県が行う事業

(1) 専門性の高い相談事業

① 発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者・児及びその家族に対する相談支援、並びに保育、教育、福祉、医療機関に対する研修等を行う中核機関である「長野県発達障がい者支援センター」を運営します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施箇所数	1	1	1	1
実利用者数	888	1,000	1,000	1,000

② 障害者就業・生活支援センター運営事業

障がいのある人に対する就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、「障害者就業・生活支援センター」を設置し、委託により支援事業を実施します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施箇所数	10	10	10	10
実利用者数	4,119	4,200	4,250	4,300

③ 高次脳機能障害支援普及事業

高次脳機能障害のある人に対する相談支援、地域支援ネットワークの構築、普及啓発及び研修事業を行います。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施箇所数	4	4	4	4
実利用者数	401	400	400	400

④ 障がい児等療育支援事業

在宅の障がい児及びその家族の地域生活を支援するため、専門職の支援チームによる巡回相談や訪問健康診査、専門的な療育相談や療育指導、施設職員に対する療育技術指導を実施します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施箇所数	13	13	13	13

(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
手話通訳者登録者数	163	177	179	180
要約筆記者登録者数	126	165	165	165

② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
通訳・介助員登録者数	52	53	54	55

③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の意思疎通を支援するため、意思疎通支援者を養成します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
失語症向け意思疎通 支援者登録者数	1	18	31	47

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
派遣回数	14	44	44	44

(注) 県設置の手話通訳事務員による派遣は上記に含まない。

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
派遣回数	238	180	200	230

③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者の自立と社会生活を図り、多様なニーズや場面に応じた意思疎通の支援を行える失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
派遣回数	—	0	0	0

(注) 失語症向け意思疎通支援者の養成に重点的に取り組みながらニーズの把握と派遣体制の構築について検討していく。

- (4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、県が市町村間の派遣調整を行います。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施の有無	有	有	有	有

- (5) 広域的な支援

精神障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援を目的に事業を行います。

- ① 精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
事業評価委員会開催回数	1	2	2	2
協議会開催回数	65	45	45	45

- ② 地域移行・地域生活支援事業

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
アウトリーチチーム設置数	0	0	0	0
ピアサポーター数	80	90	95	100

(注) 地域生活支援事業におけるアウトリーチチームの設置は行っていないが、保健福祉事務所において、精神疾患が疑われる未受診者の方やひきこもりの精神障がいのある人に対する訪問相談を保健福祉事務所の嘱託医及び地域の医療機関と連携し実施している。

- ③ 災害時心のケア体制整備事業

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
専門相談員配置の有無	—	0	0	0

(注) 地域生活支援事業における専門相談員の配置はないが、関係機関と連携しながら必要な相談対応等を行うこととしている。

(6) 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、協議会の取組を通して、保健、医療、福祉、教育等各種分野の連携強化を図ります。

【事業量の見込み】

単 位	実績 令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
協議会開催回数	1	2	2	2

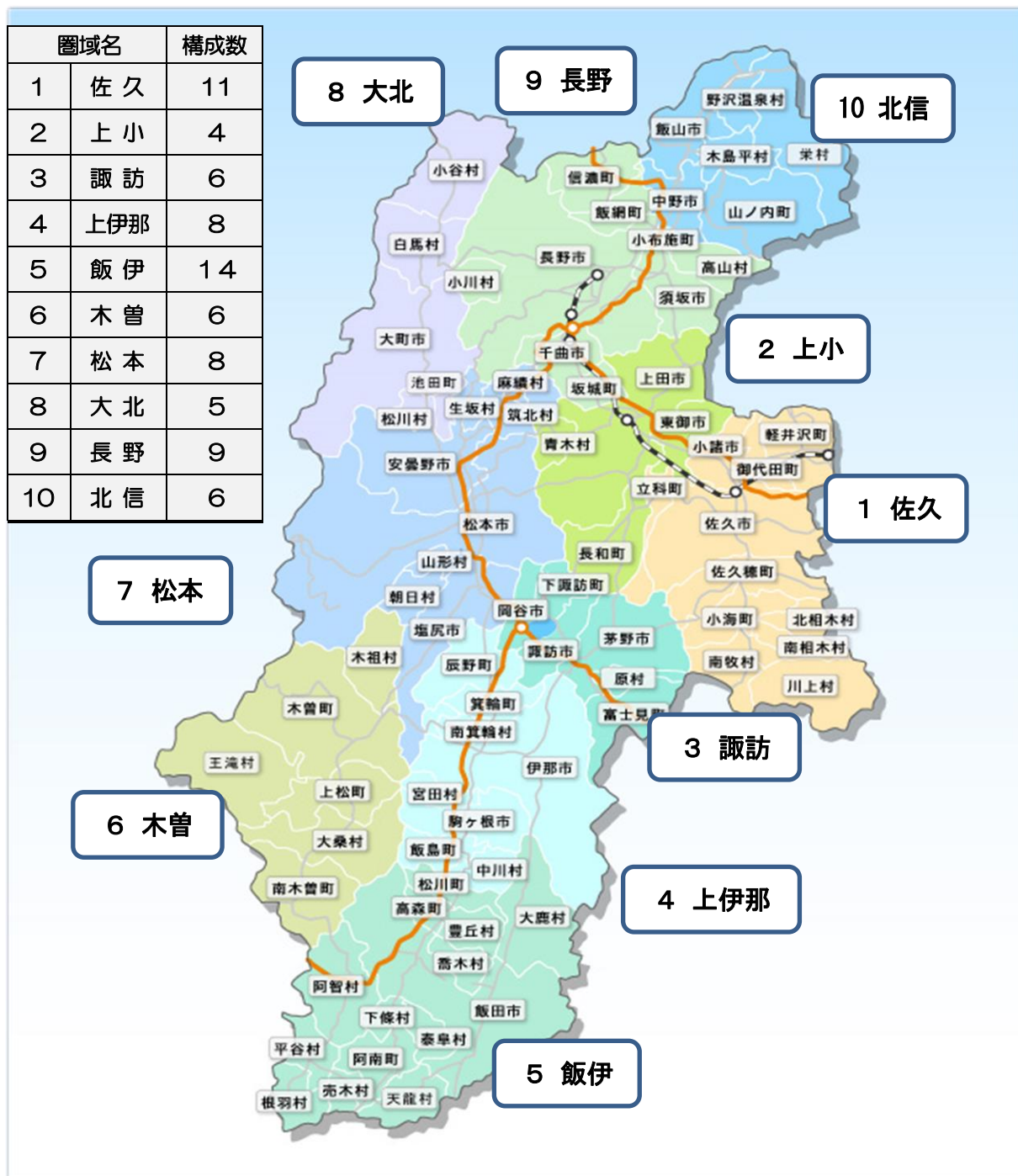
2 市町村が行う事業

必須事業を実施していない市町村に対しては、事業化に向けて必要な情報提供や助言等を実施し、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、効率的・効果的に事業を実施できるよう支援します。

第6章 障がい保健福祉圏域計画

1 障がい保健福祉圏域について

障がい保健福祉圏域計画は、10の障がい保健福祉圏域ごとに、地域の実情に応じ、地域レベルで課題等を整理して障がい福祉施策を推進するために、長野県内の10か所の県保健福祉事務所が市町村及び圏域自立支援協議会と共同で協議を行い、それぞれ作成したものです。



1 佐久圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	204,160 人
身体障がい者・児数(R2.3 末)	8,861 人
知的障がい者・児数(R2.3 末)	1,860 人
重症心身障がい者・児数(R2.3 末)	95 人
精神障がい者・児数(R2.3 末)	2,342 人
小児慢性特定疾病医療費等受給者数(R2.3 末)	187 人
特定医療費等受給者数(R2.3 末)	1,721 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8 末)	805 人
医療的ケア児数 (R2.4.1)	32 人

小学校	38 校	
中学校	17 校	
特別支援学校	1 校	
児童生徒数	小学部	59 人
	中学部	53 人
	高等部	107 人
	うち訪問教育対応者	10 人
	うち重度重複学級在学者	14 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

佐久地域は南北に広く、人口の多い市部及び圏域北部に社会資源が偏る傾向にあり、地域課題が異なります。障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切かつ必要なサービスが身近な所で受けられるよう、圏域内の地域性を重視して市町村毎の協議体を設け、社会資源の整備や障害福祉サービス・相談支援体制の充実を図るとともに、地域を基盤に関係機関と連携して以下の施策に重点的に取り組みます。

①施設入所者の地域生活への移行・定着支援(グループホーム等での生活支援など)、②福祉施設から一般就労への移行・定着支援、③地域生活支援拠点等が有する機能の充実、④障害児通所支援等の地域支援体制の整備促進、⑤相談支援体制の充実・強化等(相談支援専門員の資質向上など)

3 成果目標

目 標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	289 人(R1 年度末入所者数) のうち 13.1%		38 人移行
施設入所者の減少数	289 人(R1 年度末入所者数) のうち 5.9%		17 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	30 人(R1 年度) の 1.70 倍増		51 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	9 人(R1 年度) の 2.44 倍増		22 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1 人(R1 年度) の 5.00 倍増		5 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	18 人(R1 年度) の 1.33 倍増		24 人移行
目 標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	40 人 (78%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	2 事業所 (100%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数 1 箇所 運用状況の検証等 年2回		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 2 人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	7,790	8,278	8,557	8,850	
生活介護	人日分	11,901	12,470	12,779	13,054	
自立訓練(機能訓練)		42	67	120	141	
自立訓練(生活訓練)	※2	342	362	432	492	
就労移行支援		364	438	483	520	
就労継続支援(A型)		486	484	486	488	
就労継続支援(B型)		8,416	8,944	9,355	9,660	
就労定着支援		4	9	13	22	
療養介護	人分	35	37	38	39	
短期入所(福祉型)	人日分	631	751	783	870	
短期入所(医療型)	人日分	65	68	78	88	
自立生活援助	人分	1	4	8	12	
うち精神障がい者		1	4	7	11	
共同生活援助		258	268	275	286	
うち日中サービス支援型		8	10	15	18	
うち精神障がい者		111	117	120	127	
地域生活支援拠点等(※3)	箇所回数	1	1	1	1	
施設入所支援	人分	297	289	284	273	
計画相談支援		476	493	504	514	
地域移行支援		2	6	9	13	
うち精神障がい者		2	6	9	13	
地域定着支援		5	31	34	37	
うち精神障がい者		5	31	34	37	
児童発達支援		人日分	444	519	551	569
医療型児童発達支援			0	0	0	0
放課後等 デイサービス			1,863	2,154	2,321	2,496
保育所等訪問支援			2	27	36	45
居宅訪問型児童 発達支援	0		20	30	40	
福祉型障害児入所 施設	人分	1	1	0	0	
医療型障害児入所 施設		11	14	15	16	
障害児相談支援		77	102	117	129	
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数	人	0	1	1	2	
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	21	38	40	
ペアレントメンターの人数(※4)		-	6	6	6	
ピアサポートの活動への参加人数(※4)		-	-	-	-	

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	28	29	30	31	
自立訓練(機能訓練)		1	1	1	2	
自立訓練(生活訓練)		2	2	2	3	
就労移行支援		4	4	4	5	
就労継続支援(A型)		2	2	3	3	
就労継続支援(B型)		26	27	27	28	
就労定着支援		2	2	2	2	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		24	25	26	27	
短期入所(医療型)		2	2	2	2	
自立生活援助		0	1	2	3	
共同生活援助		住居数	55	56	57	58
うち日中サービス支援型			1	1	1	2
施設入所支援		事業所数	10	10	10	10
特定相談支援			37	42	44	45
一般相談支援(地域移行支援)	8		8	8	8	
一般相談支援(地域定着支援)	8		8	8	8	
児童発達支援	10		11	12	12	
医療型児童発達支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	15		16	17	18	
保育所等訪問支援	2		3	3	4	
居宅訪問型児童 発達支援	0		1	1	1	
福祉型障害児入所 施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所 施設	1	1	1	1		
障害児相談支援	29	34	38	39		

- ※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

2 上小圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：上田市、東御市、長和町、青木村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	192,314 人
身体障がい者・児数(R2.3 末)	8,067 人
知的障がい者・児数(R2.3 末)	2,020 人
精神障がい者・児数(R2.3 末)	2,413 人
重症心身障がい者・児数(R2.3 末)	69 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3 末)	157 人
特定医療費等受給者数(R2.3 末)	1,420 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数 (小中学校)(R2.8 末)	984 人
医療的ケア児数 (R2.10)	33 人

小学校	33 校	
中学校	15 校	
特別支援学校	1 校	
児童生徒数	小学部	89 人
	中学部	54 人
	高等部	74 人
	うち訪問教育対応者	3 人
	うち重度重複学級在学者	6 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

- 緊急時支援台帳整備の推進と感染症対策にも対応できる地域生活支援拠点の機能強化を図る。
- 地域包括エリアごとに協議検討を積み上げ、多職種及び地域住民の連携システムを構築する。
- 障がい児の緊急時支援体制や放課後及び長期休暇中の支援基盤(放課後等デイサービスなど)の整備と支援の質の向上を図る。
- 医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図る。
- 就労系事業所における情報共有ツールの普及に努め、一般就労希望者の支援と定着率向上を図る。
- 地域移行支援の推進と同時に、共同生活援助等の夜間支援体制の充実を図る。
- 療育支援の充実とともに、強度行動障害児者のサービス提供事業所の体制整備に向け協議の機会を作る。
- 主任相談支援専門員の配置を促進するとともに、圏域内でのOJTの体制整備を図る。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	249 人(R1年度末入所者数)	のうち 6.0%	15 人移行
施設入所者の減少数	249 人(R1年度末入所者数)	のうち 0.4%	1 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	27 人(R1年度)	のうち 1.44 倍増	39 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	12 人(R1年度)	のうち 1.50 倍増	18 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1 人(R1年度)	のうち 3.00 倍増	3 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	14 人(R1年度)	のうち 1.21 倍増	17 人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	27 人 (69%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	4 事業所 (100%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数 1 箇所 運用状況の検証等 年 3 回		
児童発達支援センターの設置	既存事業所を活用し必要に応じ体制強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を活用し体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を確保		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所を活用し体制強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 3 人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	8,070	9,142	9,498	9,850
生活介護	人日分 ※2	10,662	10,791	10,968	11,148
自立訓練(機能訓練)		36	79	92	107
自立訓練(生活訓練)		556	602	595	610
就労移行支援		565	754	822	872
就労継続支援(A型)		516	603	626	669
就労継続支援(B型)		9,316	9,618	9,918	10,240
就労定着支援		8	16	18	18
療養介護		40	42	43	43
短期入所(福祉型)	人日分	597	712	767	824
短期入所(医療型)	人日分	34	52	60	71
自立生活援助	人分	8	10	10	12
うち精神障がい者		3	4	4	5
共同生活援助		224	258	264	269
うち日中サービス支援型		0	5	5	5
うち精神障がい者	71	76	79	81	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	1	1	1	1
施設入所支援	人分	246	260	259	258
計画相談支援		435	472	485	498
地域移行支援		2	5	6	6
うち精神障がい者		1	4	4	4
地域定着支援		97	210	257	315
うち精神障がい者		9	93	114	140
児童発達支援		1,298	1,340	1,366	1,393
医療型児童発達支援		39	52	62	74
放課後等 デイサービス	1,815	1,886	1,960	2,038	
保育所等訪問支援	6	10	12	12	
居宅訪問型児童発達 支援	1	2	3	4	
福祉型障害児入所 施設	人分	1	2	2	2
医療型障害児入所 施設	5	7	7	8	
障害児相談支援	95	100	105	110	
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数	人	0	3	3	3
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	76	76	76
ペアレントメンターの人 数(※4)	-	12	12	12	
ピアサポートの活動へ の参加人数(※4)	-	4	6	8	

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	25	27	29	31	
自立訓練 (機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練 (生活訓練)		5	5	5	5	
就労移行支援		5	5	6	7	
就労継続支援(A型)		2	3	4	4	
就労継続支援(B型)		30	31	32	33	
就労定着支援		2	3	4	4	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		15	15	15	15	
短期入所(医療型)		1	1	1	1	
自立生活援助		1	2	4	5	
共同生活援助		住居数	67	74	78	81
うち日中サービス支援型						
施設入所支援		事業所数	7	7	7	7
特定相談支援	30		32	34	35	
一般相談支援 (地域移行支援)	8		10	11	12	
一般相談支援 (地域定着支援)	9		11	12	13	
児童発達支援	6		6	6	7	
医療型児童発達 支援	0		1	1	1	
放課後等 デイサービス	11		15	16	17	
保育所等訪問支援	3		3	3	4	
居宅訪問型児童 発達支援	0		1	2	3	
福祉型障害児入所 施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所 施設	0		0	0	0	
障害児相談支援	15		16	18	19	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

3 諏訪圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	192,048 人
身体障がい者・児数(R2.3 末)	7,356 人
知的障がい者・児数(R2.3 末)	1,495 人
精神障がい者・児数(R2.3 末)	2,024 人
重症心身障がい者・児数(R2.3 末)	76 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3 末)	184 人
特定医療費等受給者数(R2.3 末)	1,400 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8 末)	720 人
医療的ケア児数 (H31.4.1)	58 人

小学校	29 校	
中学校	17 校	
特別支援学校	2 校	
児童生徒数	小学部	104 人
	中学部	54 人
	高等部	97 人
	うち訪問教育対応者	1 人
	うち重度重複学級在学者	49 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

諏訪圏域は諏訪湖周辺と八ヶ岳山麓の高原地帯に位置する3市2町1村からなる地域です。障害福祉サービス事業所の基盤整備は進んでおりますが、地理的条件により利用が困難であったり、不足するサービスもあります。誰もが、地域で暮らせる地域共生の社会づくりを目指して各種課題に取り組みます。

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や医療的ケア児への支援等、様々な支援内容に対応できるよう障害福祉サービスの充実を目指します。
- さらなる支援の充実を目指して地域の福祉人材の育成に努めます。
- 障がい者の差別解消、虐待防止を目指し、権利擁護の対策を推進します。
- “まいさぼ信州諏訪”や地域包括支援センターとの連携強化による相談支援体制の充実・強化を図ります。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	174 人(R1年度末入所者数)のうち	9.2%	16 人移行
施設入所者の減少数	174 人(R1年度末入所者数)のうち	6.3%	11 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	26 人(R1年度)のうち	1.69 倍増	44 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	10 人(R1年度)のうち	1.80 倍増	18 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	8 人(R1年度)のうち	1.63 倍増	13 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	7 人(R1年度)のうち	1.57 倍増	11 人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	26 人 (59%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	2 事業所 (67%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数 1 箇所 運用状況の検証等 年 4 回		
児童発達支援センターの設置	既存施設を活用し、体制を強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存施設を活用し、体制を強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存施設を活用し、体制を強化		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存施設を活用し、体制を強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 1 名		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	5,035	6,444	6,621	6,815
生活介護	人日分 ※2	7,402	8,569	8,966	9,374
自立訓練(機能訓練)		37	94	94	94
自立訓練(生活訓練)		304	383	383	383
就労移行支援		605	661	703	767
就労継続支援(A型)		3,079	3,459	3,611	3,746
就労継続支援(B型)		5,845	6,350	6,572	6,803
就労定着支援		人分	4	9	17
療養介護	人分	26	25	26	26
短期入所(福祉型)	人日分	372	437	471	497
短期入所(医療型)	人日分	12	19	19	19
自立生活援助	人分	1	5	5	6
うち精神障がい者		0	4	4	5
共同生活援助		197	221	232	244
うち日中サービス支援型		0	4	6	10
うち精神障がい者	人分	67	77	82	88
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	1	1	1	1
施設入所支援	人分	174	170	168	163
計画相談支援		314	363	382	404
地域移行支援		3	5	5	6
うち精神障がい者		2	4	4	5
地域定着支援		7	10	12	13
うち精神障がい者		2	6	6	7
児童発達支援		人日分	980	1,396	1,519
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日分	1,932	2,570	2,751	2,938
保育所等訪問支援	人日分	28	46	52	58
居宅訪問型児童発達 支援	人日分	0	10	10	47
福祉型障害児入所 施設	人分	3	4	4	4
医療型障害児入所 施設		16	19	19	19
障害児相談支援		93	116	129	141
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数	人	0	0	1	1
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	13	14	14
ペアレントメンターの人数 (※4)		-	12	12	12
ピアサポートの活動への 参加人数(※4)		-	1	2	2

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業 所数	17	18	19	19	
自立訓練 (機能訓練)		0	1	1	1	
自立訓練 (生活訓練)		3	3	3	3	
就労移行支援		4	4	4	4	
就労継続支援(A型)		7	8	8	9	
就労継続支援(B型)		22	24	26	28	
就労定着支援		0	1	2	3	
療養介護		1	1	1	1	
短期入所(福祉型)		9	10	10	11	
短期入所(医療型)		1	1	1	1	
自立生活援助		1	2	3	4	
共同生活援助		住居 数	27	37	39	41
うち日中サービス支援型			0	1	2	3
施設入所支援	事業 所数	4	4	4	4	
特定相談支援		22	25	26	28	
一般相談支援 (地域移行支援)		9	11	12	14	
一般相談支援 (地域定着支援)		9	11	12	14	
児童発達支援		4	6	6	7	
医療型児童発達 支援		0	0	0	0	
放課後等 デイサービス		11	21	22	23	
保育所等訪問支援		4	9	10	11	
居宅訪問型児童 発達支援		0	1	1	2	
福祉型障害児入所 施設		0	0	0	0	
医療型障害児入所 施設		1	1	1	1	
障害児相談支援		18	20	21	22	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

4 上伊那圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：伊那市、駒ケ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	179,758人
身体障がい者・児数(R2.3末)	7,547人
知的障がい者・児数(R2.3末)	1,733人
精神障がい者・児数(R2.3末)	1,862人
重症心身障がい者・児数(R2.3末)	70人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3末)	228人
特定医療費等受給者数(R2.3末)	1,267人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8末)	1,019人
医療的ケア児数(H31.4.1)	43人

小学校	37校	
中学校	14校	
特別支援学校	1校	
児童生徒数	小学部	64人
	中学部	57人
	高等部	107人
	うち訪問教育対応者	1人
	うち重度重複学級在学者	16人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

上伊那圏域は、2市3町3村で構成し、地域自立支援協議会では個別支援会議や相談支援業務を通じて抽出された課題を、地域全体で関係者が共有し、専門部会等で課題解決に向け取り組んでいます。

障がいの有無にかかわらず、誰もが認め合い、支え合う共生社会を目指すため、各種施策を推進します。

- 基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・質の向上に取り組めます。
- 住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制を構築します。
- 障がい児を支援する関係機関の連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	180人(R1年度末入所者数)	のうち 10.6%	19人移行
施設入所者の減少数	180人(R1年度末入所者数)	のうち 7.8%	14人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	24人(R1年度)	のうち 2.08倍増	50人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	9人(R1年度)	のうち 2.00倍増	18人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2人(R1年度)	のうち 5.00倍増	10人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	11人(R1年度)	のうち 1.27倍増	14人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	31人(62%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	1事業所(100%)		
地域生活支援拠点等有する機能の充実	整備数1箇所 運用状況の検証等 年1回		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター2人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	6,125	7,038	7,386	7,737
生活介護	人日分 ※2	7,250	7,613	7,827	8,029
自立訓練(機能訓練)		184	209	228	250
自立訓練(生活訓練)		269	310	314	323
就労移行支援		415	464	509	535
就労継続支援(A型)		1,517	1,608	1,632	1,642
就労継続支援(B型)		11,438	12,600	13,314	14,054
就労定着支援		0	8	8	9
療養介護	人分	23	26	26	26
短期入所(福祉型)	人日分	347	378	397	413
短期入所(医療型)	人日分	126	130	134	145
自立生活援助	人分	2	3	3	7
うち精神障がい者		0	1	1	4
共同生活援助		295	302	307	312
うち日中サービス支援型		0	0	0	1
うち精神障がい者	人分	95	98	102	106
地域生活支援拠点等(※3)	箇所回数	1	1	1	1
施設入所支援	人分	184	185	185	182
計画相談支援		275	312	347	390
地域移行支援		7	8	10	12
うち精神障がい者		6	7	9	10
地域定着支援		12	13	15	18
うち精神障がい者		9	10	11	14
児童発達支援		961	1,030	1,075	1,144
医療型児童発達支援	0	0	0	12	
放課後等 デイサービス	人日分	2,763	2,978	3,207	3,471
保育所等訪問支援	人分	19	38	42	44
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	21
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	人分	11	11	13	14
障害児相談支援	人分	108	122	131	143
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	人	0	0	0	2
ペアレントトレーニング等の受講者数(※4)	人/年	-	63	65	67
ペアレントメンターの人数(※4)	人/年	-	12	12	12
ピアサポートの活動への参加人数(※4)	人/年	-	0	6	8

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	14	15	15	16	
自立訓練(機能訓練)		1	1	1	2	
自立訓練(生活訓練)		3	3	3	3	
就労移行支援		5	4	4	5	
就労継続支援(A型)		4	5	5	5	
就労継続支援(B型)		29	31	32	33	
就労定着支援		0	1	1	1	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		6	7	7	8	
短期入所(医療型)		7	7	7	8	
自立生活援助		1	1	1	1	
共同生活援助		住居数	75	78	80	82
うち日中サービス支援型						
施設入所支援	事業所数	4	4	4	4	
特定相談支援		36	36	37	38	
一般相談支援(地域移行支援)		9	9	9	10	
一般相談支援(地域定着支援)		9	9	9	10	
児童発達支援		7	8	8	9	
医療型児童発達支援		0	0	0	0	
放課後等 デイサービス		13	20	21	22	
保育所等訪問		4	5	5	5	
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0	
医療型障害児入所施設		0	0	0	0	
障害児相談支援		19	20	22	22	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

5 飯伊圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(構成市町村：飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口 (R2.4.1)	154,591 人
身体障がい者・児数 (R2.3 末)	8,208 人
知的障がい者・児数 (R2.3 末)	1,597 人
精神障がい者・児数 (R2.3 末)	1,225 人
重症心身障がい者・児数 (R2.3 末)	101 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数 (R2.3 末)	166 人
特定医療費等受給者数 (R2.3 末)	1,000 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数 (小中学校) (R2.8 末)	548 人
医療的ケア児数 (R31.4.1)	31 人

小学校	43 校	
中学校	22 校	
義務教育学校	1 校	
特別支援学校	1 校	
児童生徒数	小学部	55 人
	中学部	42 人
	高等部	76 人
	うち訪問教育対応者	7 人
	うち重度重複学級在学者	18 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

飯伊地域は、大阪府、香川県を上回る広大な地域に約 15 万人が散在し、多くの過疎地域を抱える地域です。過疎化の進行等により、障がい者・児を支える地域力が低下しており、障がい者・児が安心して地域で生活を送れるよう障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、行政・サービス事業者等が連携して、充実した適切なサービスを提供していくことが一層必要となっています。

障がいの種別に関わらず、障がいがある人が必要とするサービスを利用できるようサービスの充実を図るとともに、障がい者・児が社会の一員として地域で社会参加できるよう地域生活支援を促進します。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	242 人 (R1 年度末入所者数) のうち	7.4%	18 人 移行
施設入所者の減少数	242 人 (R1 年度末入所者数) のうち	5.0%	12 人 減少
福祉施設から一般就労への移行者数	11 人 (R1 年度) のうち	2.27 倍増	25 人 移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	6 人 (R1 年度) のうち	2.00 倍増	12 人 移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3 人 (R1 年度) のうち	1.67 倍増	5 人 移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	2 人 (R1 年度) のうち	3.50 倍増	7 人 移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	6 人 (24%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	2 事業所 (100%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数 1 箇所 運用状況の検証等 年 2 回		
児童発達支援センターの設置	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	現施設を中心に必要に応じて体制強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 1 人 配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	3,789	4,441	4,269	4,320
生活介護	人日分 ※2	9,302	9,599	9,841	9,933
自立訓練(機能訓練)		17	17	17	17
自立訓練(生活訓練)		311	357	342	342
就労移行支援		293	333	351	369
就労継続支援(A型)		2,596	2,913	3,042	3,168
就労継続支援(B型)		5,792	6,429	6,760	6,992
就労定着支援		0	4	4	4
療養介護	人分	17	17	17	17
短期入所(福祉型)	人日分	426	420	439	455
短期入所(医療型)	人日分	4	4	4	6
自立生活援助	人分	0	1	2	3
うち精神障がい者		0	1	2	3
共同生活援助		287	294	297	302
うち日中サービス支援型		7	7	7	7
うち精神障がい者	人分	78	82	84	86
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	1	1	1	1
施設入所支援	人分	242	239	237	230
計画相談支援		825	832	839	844
地域移行支援		0	1	2	3
うち精神障がい者		0	1	2	3
地域定着支援		1	1	2	3
うち精神障がい者		1	1	2	3
児童発達支援		817	819	807	815
医療型児童発達支援	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	人日分	4,346	4,863	4,945	5,025
保育所等訪問支援	人日分	8	21	21	21
居宅訪問型児童発達 支援	人日分	2	10	10	10
福祉型障害児入所 施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		12	12	11	12
障害児相談支援		370	382	388	394
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数	人	1	1	1	1
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	—	23	23	23
ペアレントメンターの人 数(※4)		—	5	5	5
ピアサポートの活動へ の参加人数(※4)		—	80	80	80

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業 所数	21	21	21	21	
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)		3	3	3	3	
就労移行支援		8	5	5	5	
就労継続支援(A型)		7	7	7	7	
就労継続支援(B型)		18	17	17	17	
就労定着支援		0	1	2	2	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		15	15	15	15	
短期入所(医療型)		0	0	0	0	
自立生活援助		0	0	0	0	
共同生活援助		住居 数	65	65	65	65
うち日中サービス支援型			1	1	1	1
施設入所支援	事業 所数	8	8	8	8	
特定相談支援		27	27	27	27	
一般相談支援 (地域移行支援)		4	4	4	4	
一般相談支援 (地域定着支援)		4	4	4	4	
児童発達支援		6	7	7	7	
医療型児童発達 支援		0	0	0	0	
放課後等 デイサービス		22	23	23	23	
保育所等訪問支援		1	2	2	2	
居宅訪問型児童 発達支援		0	1	1	1	
福祉型障害児入所 施設		0	0	0	0	
医療型障害児入所 施設		0	0	0	0	
障害児相談支援		17	18	18	18	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数※

6 木曽圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	25,458 人
身体障がい者・児数(R2.3 末)	1,324 人
知的障がい者・児数(R2.3 末)	284 人
精神障がい者・児数(R2.3 末)	259 人
重症心身障がい者・児数(R2.3 末)	5 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3 末)	25 人
特定医療費等受給者数(R2.3 末)	206 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8 末)	101 人
医療的ケア児数 (H31.4.1)	5 人

小学校	9 校	
中学校	8 校	
特別支援学校	1 校	
児童生徒数	小学部	8 人
	中学部	8 人
	高等部	26 人
	うち訪問教育対応者	1 人
	うち重度重複学級在学者	0 人

※ 障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

地域をけん引する中核的な市がない中山間地の圏域で、人口減少も進んでおり、高齢化率が 43.0%と高い地域です。公共交通機関の利便性が悪く、自動車による移動ができない場合、モビリティの確保が困難な状況があります。

また、人口密度は、1km²あたりの県平均が 150.0 人に対し、木曽圏域は約 1/10 の 16.3 人であり、1,546 km²の広い圏域にわずかな利用者が点在しているため、障害福祉サービス事業所の事業展開も難しく、社会資源が乏しい傾向があります。

各町村での対応が困難な施策は、圏域単位で取り組む必要がありますが、広い圏域をカバーするには課題が多くあります。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	74 人(R1 年度末入所者数)	のうち 10.8%	8 人移行
施設入所者の減少数	74 人(R1 年度末入所者数)	のうち 9.5%	7 人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	5 人(R1 年度)のうち	1.60 倍増	8 人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	2 人(R1 年度)のうち	1.00 倍増	2 人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	2 人(R1 年度)のうち	2.00 倍増	4 人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1 人(R1 年度)のうち	1.00 倍増	1 人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	0 人 (0%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	0 事業所 (0%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数 1 箇所 運用状況の検証等 年 6 回		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1 人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	446	517	529	519
生活介護	人日分 ※2	2,108	2,001	2,139	2,123
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		91	72	89	87
就労移行支援		51	15	15	62
就労継続支援(A型)		457	472	494	489
就労継続支援(B型)		1,773	1,796	1,890	1,890
就労定着支援		人分	1	2	2
療養介護	人分	4	4	5	4
短期入所(福祉型)	人日分	18	20	22	21
短期入所(医療型)	人日分	1	1	1	1
自立生活援助	人分	0	1	2	2
うち精神障がい者		0	1	1	1
共同生活援助		76	75	78	80
うち日中サービス支援型		0	1	2	2
うち精神障がい者	人分	18	17	17	16
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	1	1	1	1
	回数	-	6	6	6
施設入所支援	人分	80	75	74	71
計画相談支援		90	91	92	91
地域移行支援		0	2	3	4
うち精神障がい者		0	1	1	2
地域定着支援		0	2	2	4
うち精神障がい者		0	1	1	1
児童発達支援		人日分	152	152	147
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日分	17	17	150	144
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達 支援	人日分	0	0	0	0
福祉型障害児入所 施設	人分	0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		0	1	1	1
障害児相談支援		5	6	9	11
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数	人	0	0	0	1
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	24	24	24
ペアレントメンターの人数(※4)		-	3	3	3
ピアサポートの活動への 参加人数(※4)		-	-	-	-

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
生活介護	事業所数	5	6	6	6
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)		1	1	1	1
就労移行支援		1	0	0	1
就労継続支援(A型)		1	1	1	1
就労継続支援(B型)		7	7	7	7
就労定着支援		0	0	0	0
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		5	5	5	5
短期入所(医療型)		0	0	0	0
自立生活援助		0	0	0	0
共同生活援助 うち日中サービス支援型		住居数	11	11	12
施設入所支援	事業所数	2	2	2	2
特定相談支援		8	8	8	8
一般相談支援 (地域移行支援)		0	0	0	0
一般相談支援 (地域定着支援)		0	0	0	0
児童発達支援		1	1	1	1
医療型児童発達 支援		0	0	0	0
放課後等 デイサービス		1	1	2	3
保育所等訪問支援		0	0	0	1
居宅訪問型児童 発達支援		0	0	0	1
福祉型障害児入所 施設		0	0	0	0
医療型障害児入所 施設		0	0	0	0
障害児相談支援		4	4	4	4

- ※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

7 松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	420,885人
身体障がい者・児数(R2.3末)	17,137人
知的障がい者・児数(R2.3末)	3,690人
精神障がい者・児数(R2.3末)	4,936人
重症心身障がい者・児数(R2.3末)	209人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3末)	490人
特定医療費等受給者数(R2.3末)	3,206人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8末)	2,310人
医療的ケア児数(H31.4.1)	130人

小学校	54校	
中学校	38校	
特別支援学校	4校	
児童生徒数	小学部	143人
	中学部	101人
	高等部	178人
	うち訪問教育対応者	9人
	うち重度重複学級在学者	43人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

地域生活を支援・充実するため、地域の連携や地域のバックアップ体制の推進等により、圏域又は複数の市町村での対応等を関係者と協議・検討します。

【成果目標達成と共に取り組む主な具体的施策】

- 地域生活支援拠点等の機能充実の協議の継続
- 医療的ケア児等に対する支援の協議の継続
- 強度行動障がい児・者に対する支援の協議の継続
- 相談支援体制の充実・強化に向けた協議の継続

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	415人(R1年度末入所者数)	のうち 6.5%	27人移行
施設入所者の減少数	415人(R1年度末入所者数)	のうち 3.1%	13人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	41人(R1年度)	のうち 1.51倍増	62人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	24人(R1年度)	のうち 1.38倍増	33人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	4人(R1年度)	のうち 2.25倍増	9人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	12人(R1年度)	のうち 1.58倍増	19人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	43人(69%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	5事業所(83%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数1箇所 運用状況の検証等 年6回		
児童発達支援センターの設置	既存事業所を中心に必要に応じて体制強化		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を中心に体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	15,125	16,470	16,827	17,788
生活介護	人日分 ※2	16,348	16,886	17,188	17,477
自立訓練(機能訓練)		53	53	61	64
自立訓練(生活訓練)		397	407	416	415
就労移行支援		1,644	1,877	2,030	2,187
就労継続支援(A型)		2,274	2,619	2,721	2,843
就労継続支援(B型)		18,450	19,410	19,755	20,116
就労定着支援		20	31	37	47
療養介護	人分	92	90	91	92
短期入所(福祉型)	人日分	740	784	800	815
短期入所(医療型)	189	216	223	231	
自立生活援助	人分	10	14	17	20
うち精神障がい者		5	6	7	7
共同生活援助		449	492	520	547
うち日中サービス支援型		0	6	7	8
うち精神障がい者	180	199	211	223	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	-	1	1	1
施設入所支援	人分	410	408	406	403
計画相談支援		800	875	923	971
地域移行支援		3	9	9	10
うち精神障がい者		1	4	4	4
地域定着支援		11	13	13	14
うち精神障がい者		6	6	7	8
児童発達支援		1,209	1,275	1,454	1,561
医療型児童発達支援	4	4	14	14	
放課後等 デイサービス	人日分	5,123	5,490	5,848	6,251
保育所等訪問支援	13	18	29	38	
居宅訪問型児童発達 支援	6	19	27	39	
福祉型障害児入所 施設	人分	4	5	5	6
医療型障害児入所 施設	20	19	19	20	
障害児相談支援	174	202	212	224	
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数	人	0	0	0	1
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	225	226	228
ペアレントメンターの人数(※4)		-	20	20	20
ピアサポートの活動への参加人数(※4)		-	5	8	13

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	29	32	32	32	
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)		3	3	3	3	
就労移行支援		14	14	14	14	
就労継続支援(A型)		7	7	7	8	
就労継続支援(B型)		53	61	61	61	
就労定着支援		4	4	6	6	
療養介護		2	2	2	2	
短期入所(福祉型)		19	22	22	22	
短期入所(医療型)		2	2	2	2	
自立生活援助		3	4	4	4	
共同生活援助		住居数	86	93	93	95
うち日中サービス支援型			0	1	1	1
施設入所支援		事業所数	9	9	9	9
特定相談支援	49		49	50	50	
一般相談支援 (地域移行支援)	8		9	9	9	
一般相談支援 (地域定着支援)	7		8	8	8	
児童発達支援	22		24	24	24	
医療型児童発達 支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	37		41	41	41	
保育所等訪問支援	6		7	7	7	
居宅訪問型児童 発達支援	3		3	3	3	
福祉型障害児入所 施設	1		1	1	1	
医療型障害児入所 施設	1		1	1	1	
障害児相談支援	39		40	41	42	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

8 大北圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	56,472人
身体障がい者・児数(R2.3末)	2,886人
知的障がい者・児数(R2.3末)	622人
精神障がい者・児数(R2.3末)	736人
重症心身障がい者・児数(R2.3末)	37人
小児慢性特定疾病医療費認定者数(R2.3末)	44人
特定医療費等受給者数(R2.3末)	395人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8末)	420人
医療的ケア児数(H31.4.1)	7人

小学校	11校	
中学校	7校	
義務教育学校	1校	
特別支援学校	1校	
児童生徒数	小学部	56人
	中学部	49人
	高等部	74人
	うち訪問教育対応者	5人
	うち重度重複学級在学者	4人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

訪問系サービスや就労系サービス等、在宅生活を支援し社会参加を促進するためのサービス需要が見まれており、関係機関と協働して次の施策について重点的に取り組みます。また、大北圏域の障がい福祉サービスは圏域内で偏在傾向があるため身近な地域でサービス利用できる整備に努めます。

- 誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるようグループホームの整備の促進及び訪問系サービスの充実をはかります。
- 就労系サービスをはじめとする日中活動サービスについて、利用者のニーズ把握に努め、関係機関が連携して、利用者の希望にかなったサービスを住み慣れた場所から利用できるような提供体制の確保を図ります。
- 障がい児の健やかな育成のため相談事業を強化し、乳幼児から継続した支援体制構築を推進します。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	62人(R1年度未入所者数)	のうち 16.1%	10人移行
施設入所者の減少数	62人(R1年度未入所者数)	のうち 12.9%	8人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	10人(R1年度)	のうち 1.10倍増	11人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	3人(R1年度)	のうち 1.00倍	3人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1人(R1年度)	のうち 3.00倍増	3人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	5人(R1年度)	のうち 1.00倍	5人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	5人(45%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	0事業所(0%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数1箇所 運用状況の検証等 年2回		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	既存事業所を中心に体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	既存事業所を中心に体制強化		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター1人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	1,283	1,427	1,724	1,822	
生活介護	人日分 ※2	3,091	3,192	3,216	3,270	
自立訓練(機能訓練)		6	37	37	37	
自立訓練(生活訓練)		22	73	73	73	
就労移行支援		68	178	178	178	
就労継続支援(A型)		170	183	198	241	
就労継続支援(B型)		2,861	3,086	3,138	3,190	
就労定着支援		人分	1	3	5	5
療養介護		14	14	17	17	
短期入所(福祉型)		人日分	130	151	173	205
短期入所(医療型)		14	28	35	35	
自立生活援助	人分	7	8	10	13	
うち精神障がい者		3	3	4	7	
共同生活援助		116	148	156	161	
うち日中サービス支援型 うち精神障がい者		0 27	1 31	2 33	4 34	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	1 -	1 2	1 2	1 2	
施設入所支援	人分	60	60	59	56	
計画相談支援		136	157	162	166	
地域移行支援 うち精神障がい者		1 1	1 1	2 2	4 4	
地域定着支援 うち精神障がい者		4 2	3 2	4 2	6 4	
児童発達支援		366	396	408	428	
医療型児童発達支援		0	0	0	0	
放課後等 デイサービス		1,145	1,265	1,316	1,340	
保育所等訪問支援	10	9	9	9		
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0		
福祉型障害児入所施設	人分	2	2	2	2	
医療型障害児入所施設	1	1	1	1		
障害児相談支援	83	103	110	111		
医療的ケア児等 コーディネーター配置人数	人	0	0	0	1	
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	15	17	17	
ペアレントメンターの人数(※4)		-	5	5	5	
ピアサポートの活動への参加人数(※4)		-	5	5	7	

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	8	9	9	9	
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)		0	0	0	0	
就労移行支援		1	2	2	2	
就労継続支援(A型)		1	2	2	2	
就労継続支援(B型)		12	15	15	15	
就労定着支援		0	0	0	1	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		3	4	4	4	
短期入所(医療型)		0	0	0	0	
自立生活援助		1	1	1	1	
共同生活援助 うち日中サービス支援型		住居数	23	26	27	27
施設入所支援		事業所数	1	1	1	1
特定相談支援			15	16	16	17
一般相談支援 (地域移行支援)	3		4	4	5	
一般相談支援 (地域定着支援)	3		4	4	5	
児童発達支援	5		5	5	5	
医療型児童発達支援	0		0	0	0	
放課後等 デイサービス	5		6	6	6	
保育所等訪問支援	1		2	2	2	
居宅訪問型児童発達支援	0		0	0	0	
福祉型障害児入所施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所施設	0		0	0	0	
障害児相談支援	11		12	12	13	

※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

9 長野圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	527,910人
※1 身体障がい者・児数(R2.3末)	22,399人
知的障がい者・児数(R2.3末)	5,031人
精神障がい者・児数(R2.3末)	6,146人
重症心身障がい者・児数(R2.3末)	342人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3末)	519人
特定医療費等受給者数(R2.3末)	3,842人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8末)	1,832人
医療的ケア児数(H31.4.1)	142人

小学校	85校	
中学校	44校	
義務教育学校	1校	
特別支援学校	7校	
児童生徒数※2	小学部	187人
	中学部	154人
	高等部	300人
	うち訪問教育対応者	10人
	うち重度重複学級在学者	60人

※1障がい者・児数は、手帳所持者

※2県立特別支援学校在籍者

2 特性・施策の方向性等

長野圏域は、県内の約1/4の人口が集中する地域であり、9の市町村で構成され、都市部、山間部等、多様な地域性を有しています。中核市である長野市に社会資源が集中する傾向はありますが、身近な地域で誰もが暮らしやすい社会を実現するため、5つの地域自立支援協議会で地域の特性に応じた支援体制の構築に取り組んでいます。

- 地域自立支援協議会等において、関係者が連携を密にし、身近な地域でサービスを適切に利用できる体制を構築します。
- 各種ニーズ等に対応する相談支援体制の充実のための取り組みを進めます。
- 医療的ケアを必要とする児・者が安心して地域で暮らせるための関係機関の連携を推進します。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	476人(R1年度末入所者数)	のうち 7.1%	34人移行
施設入所者の減少数	476人(R1年度末入所者数)	のうち 5.9%	28人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	84人(R1年度)	のうち 1.39倍増	117人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	54人(R1年度)	のうち 1.31倍増	71人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	3人(R1年度)	のうち 3.67倍増	11人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	22人(R1年度)	のうち 1.32倍増	29人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	83人(71%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	13事業所(76%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数4箇所 運用状況の検証等 年4回		
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制を整備		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター3人配置		
相談支援体制の充実・強化等	地域自立支援協議会単位で体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	16,576	17,974	18,406	18,810
生活介護	人日分 ※2	22,920	23,410	23,727	24,041
自立訓練(機能訓練)		248	272	296	263
自立訓練(生活訓練)		756	909	935	939
就労移行支援		2,619	3,432	3,614	3,830
就労継続支援(A型)		3,718	4,424	4,709	4,969
就労継続支援(B型)		24,597	26,895	27,975	29,070
就労定着支援		37	53	65	84
療養介護		人分	122	125	127
短期入所(福祉型)	人日分	2,470	2,432	2,609	2,788
短期入所(医療型)	人日分	142	192	211	229
自立生活援助	人分	3	15	17	18
うち精神障がい者		3	13	15	16
共同生活援助		748	813	844	874
うち中サービス支援型		2	4	4	4
うち精神障がい者		198	217	227	236
地域生活支援拠点等(※3)	箇所回数	3	3	3	4
施設入所支援	人分	474	472	468	463
計画相談支援		919	1,068	1,148	1,234
地域移行支援		5	21	24	25
うち精神障がい者		4	20	22	23
地域定着支援		13	38	39	40
うち精神障がい者		10	32	33	34
児童発達支援		2,402	3,328	3,766	4,289
医療型児童発達支援		246	408	477	513
放課後等 デイサービス		9,270	11,455	12,702	14,041
保育所等訪問支援		62	89	98	105
居宅訪問型児童発達支援	1	13	14	20	
福祉型障害児入所施設	人分	2	2	2	2
医療型障害児入所施設		24	25	25	25
障害児相談支援		284	377	422	475
医療的ケア児等 コーディネーター配置人数	人	0	2	3	3
ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人/年	-	-	-	-
ペアレントメンターの人数(※4)		-	20	20	20
ピアサポートの活動への参加人数(※4)		-	-	-	-

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	55	56	57	57	
自立訓練(機能訓練)		1	1	1	1	
自立訓練(生活訓練)		12	15	15	15	
就労移行支援		26	34	35	37	
就労継続支援(A型)		14	16	17	18	
就労継続支援(B型)		71	78	80	84	
就労定着支援		11	14	16	17	
療養介護		2	2	2	2	
短期入所(福祉型)		31	38	40	41	
短期入所(医療型)		3	4	4	4	
自立生活援助		2	6	7	9	
共同生活援助 うち中サービス支援型		住居数	206	223	231	240
施設入所支援		事業所数	12	12	12	12
特定相談支援			60	61	62	63
一般相談支援(地域移行支援)	26		31	37	43	
一般相談支援(地域定着支援)	26		32	38	44	
児童発達支援	34		49	55	62	
医療型児童発達支援	1		2	2	2	
放課後等 デイサービス	59		69	75	82	
保育所等訪問支援	5		5	5	5	
居宅訪問型児童発達支援	1		1	1	1	
福祉型障害児入所施設	0		0	0	0	
医療型障害児入所施設	2		2	2	2	
障害児相談支援	39		42	45	48	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

10 北信圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村)

1 現状

(R2.5.1)

圏域内総人口(R2.4.1)	82,417人
身体障がい者・児数(R2.3末)	3,908人
知的障がい者・児数(R2.3末)	875人
精神障がい者・児数(R2.3末)	956人
重症心身障がい者・児数(R2.3末)	56人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R2.3末)	71人
特定医療費等受給者数(R2.3末)	636人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R2.8末)	215人
医療的ケア児数(R2.11)	8人

小学校	21校	
中学校	10校	
特別支援学校	1校	
児童生徒数	小学部	16人
	中学部	19人
	高等部	41人
	うち訪問教育対応者	1人
	うち重度重複学級在学者	5人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

北信圏域は、『障がい者の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり』の実現のために、次の施策等を積極的に進めていきます。

- 施設入所から暮らしたい場所への地域移行の取組を強化するために、相談体制を核とした、グループホームの整備や在宅福祉サービスの充実、一般就労への移行を含めた就労支援等を積極的に進めます。
- 地域で安心して暮らせるため、潜在的な支援者への早期介入等に取り組むことで多機関連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築につなげます。
- 医療的ケアを必要とする児・者や重度心身障がい児・者等に対する支援のための関係機関の協議の場において、地域の連携や地域の課題を検討し、医療的ケア児等コーディネーターとともに支援体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターを中心として、医療、保健・福祉、教育の関係機関の連携による、幼少期から成人へと、ライフステージごとに切れ目ない支援体制の充実を図ります。

3 成果目標

目標	基準となる数値	目標割合	目標値(令和5年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	95人(R1年度未入所者数)のうち	36.8%	35人移行
施設入所者の減少数	95人(R1年度未入所者数)のうち	36.8%	35人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	7人(R1年度)のうち	2.00倍増	14人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	5人(R1年度)のうち	1.20倍増	6人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	1人(R1年度)のうち	3.00倍増	3人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	1人(R1年度)のうち	3.00倍増	3人移行
目標	目標内容(令和5年度)		
就労移行支援等から一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者と割合	5人(36%)		
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数と割合	1事業所(100%)		
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	整備数1箇所 運用状況の検証等 年12回		
児童発達支援センターの設置	「北信圏域児童発達支援ネットワーク」を構築		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	圏域内の全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域内の全市町村で利用できる体制を整備		
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の全市町村で利用できる体制を整備		
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター2人配置		
相談支援体制の充実・強化等	圏域を単位に体制を確保		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	2,412	2,762	2,900	3,013	
生活介護	人日分 ※2	3,911	3,972	3,995	4,006	
自立訓練(機能訓練)		48	52	52	52	
自立訓練(生活訓練)		178	140	140	140	
就労移行支援		212	227	211	194	
就労継続支援(A型)		714	853	920	988	
就労継続支援(B型)		4,339	4,354	4,354	4,354	
就労定着支援		1	3	2	2	
療養介護		18	18	19	19	
短期入所(福祉型)	人日分	317	392	401	410	
短期入所(医療型)	11	11	12	12		
自立生活援助	人分	1	2	2	2	
うち精神障がい者		1	2	2	2	
共同生活援助		146	148	162	163	
うち日中サービス支援型		0	0	14	14	
うち精神障がい者		62	64	65	65	
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所回数	1	1	1	1	
施設入所支援	人分	102	90	81	70	
計画相談支援		246	260	266	272	
地域移行支援		3	3	4	3	
うち精神障がい者		3	3	4	2	
地域定着支援		36	38	41	43	
うち精神障がい者		16	15	15	15	
児童発達支援		人日分	39	43	43	43
医療型児童発達支援			0	0	0	0
放課後等 デイサービス	711		786	788	798	
保育所等訪問支援	10		10	10	10	
居宅訪問型児童発達 支援	0		0	0	0	
福祉型障害児入所 施設	人分	0	0	0	0	
医療型障害児入所 施設		5	4	4	4	
障害児相談支援		31	36	36	37	
医療的ケア児等コー ディネーター配置人数 ペアレントトレーニング 等の受講者数(※4)	人	0	2	2	2	
ペアレントメンターの人数(※4)	人/年	-	-	-	-	
ピアサポートの活動への参加人数(※4)		-	5	5	5	

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R1 (実績)	R3 (見込)	R4 (見込)	R5 (見込)	
生活介護	事業所数	7	8	8	8	
自立訓練 (機能訓練)		0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)		2	1	1	1	
就労移行支援		1	1	1	1	
就労継続支援(A型)		2	2	2	2	
就労継続支援(B型)		8	8	8	8	
就労定着支援		0	1	1	1	
療養介護		0	0	0	0	
短期入所(福祉型)		4	5	5	5	
短期入所(医療型)		0	0	0	1	
自立生活援助		1	1	1	1	
共同生活援助		住居数	21	21	21	21
うち日中サービス支援型			0	0	2	2
施設入所支援	事業所数	2	2	1	1	
特定相談支援		8	7	7	7	
一般相談支援 (地域移行支援)		7	6	6	6	
一般相談支援 (地域定着支援)		7	6	6	6	
児童発達支援		2	3	3	3	
医療型児童発達 支援		0	0	0	0	
放課後等 デイサービス		4	5	5	5	
保育所等訪問支援		1	2	2	2	
居宅訪問型児童 発達支援		0	0	0	0	
福祉型障害児入所 施設		0	0	0	0	
医療型障害児入所 施設		0	0	0	0	
障害児相談支援		7	6	6	6	

※1 活動指標 サービス名：市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量

※2 活動指標 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

※3 地域生活支援拠点等の箇所数と1年間の検証等の回数

※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

卷末資料

1 長野県障がい者施策推進協議会委員名簿

氏名	役職等
いしはら みちのり 石原 美智典	軽井沢町保健福祉課長
いとう かつのり 伊藤 勝徳	諏訪市健康福祉部社会福祉課長
おおほり なおみ 大堀 尚美	NPO 法人ポプラの会事務局長 長野県ピアサポートネットワーク代表
さかきばら なおき 榊原 直樹	清泉女学院大学人間学部文化学科専任講師
○ さとう まさお 佐藤 正雄	障害者支援施設やまびこ園園長 長野県身体障害者施設協議会長
たかむら きょうこ 高村 京子	長野県議会議員
たなか あやこ 田中 文子	飯伊圏域障がい者総合支援センター副所長 (相談支援等)
たなべ いく子 田辺 いく子	長野県身体障害者福祉協会評議員
つかだ なおみ 塚田 なおみ	長野県手をつなぐ育成会事務局長
どい まゆみ 土井 まゆみ	社会福祉法人絆の会常務理事
ねもと ふうえ 根本 房枝	長野県視覚障害者福祉協会女性部長
はらだ ゆきこ 原田 由紀子	稲荷山医療福祉センター小児科医師
ほさか さだこ 保坂 貞子	長野県聴覚障害者協会理事
やまぐち まさとし 山口 昌利	長野労働局職業対策課地方障害者雇用担当官
◎ わたぬき よしこ 綿貫 好子	多機能型事業所アトリエ CoCo 所長 (就労移行支援、就労継続支援事業等)

◎会長、○会長代行

(15名 氏名五十音順、敬称略)

2 策定経過

年 月 日	内 容
令和2年 5月	国の基本指針の一部改訂
8月	市町村・保健福祉事務所・圏域自立支援協議会 担当者会議 * 計画策定について説明（書面開催）
10月 ~11月	市町村の障害福祉サービス等見込量中間集計
10月 13日	第1回長野県障がい者施策推進協議会 * 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の 策定方針について意見聴取
11月 10日	第1回長野県自立支援協議会 * 圏域計画等の策定状況等について意見聴取
令和3年 1月	市町村の障害福祉サービス等見込量最終集計
2月 17日	第2回長野県障がい者施策推進協議会 * 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案 について意見聴取
2月 18日 ~ 3月 19日	パブリックコメント
3月 16日	第3回長野県自立支援協議会 * 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案 について意見聴取
3月 26日	部局長会議 * 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の 決定

長野県第6期長野県障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

計画決定／令和3年3月

発行／長野県健康福祉部障がい者支援課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

TEL:026-235-7105 FAX:026-234-2369

E-MAIL:shogai-shien@pref.nagano.lg.jp